

小規模店舗のバリアフリー化について

2020年10月28日

国土交通省住宅局建築指導課

①現状の課題整理と検討の方向性(案)

現状の課題整理と検討の方向性

現状の取組等	検討すべき課題	建築設計標準での対応(検討の方向性)
①小規模店舗のバリアフリー化 ○ H30年10月、国土交通省において、地方公共団体によるバリアフリー法に基づく条例の制定を促進するため、バリアフリー法に基づく基本方針を改正。 ○ R1年8月、国土交通省において、小規模店舗のバリアフリー化の実態調査による基準への適合状況を取りまとめて公表。 ○ 観光庁において、店舗のバリアフリー改修への支援及びバリアフリー情報提供に係る予算案を今国会に提出。 ○ H22年5月、東京都において、店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドラインを策定。(H31年3月一部改訂) ○ 国土交通省より関係省庁に、業界団体を通じたバリアフリーの推進を要請。接遇等に関するマニュアル等を策定している業界団体も存在。	<障害者団体等からの主なご意見(ハード面)> ○ バリアフリー基準に適合している小規模店舗は約2割にとどまっており、バリアフリー化を推進する必要。 ○ バリアフリー基準の対象となっていない店舗内も、可動椅子の設置等、バリアフリー化への取組が必要。 <事業者側からの主なご意見> ○ 小規模店舗のバリアフリー化の取組は賛同するが、スペースや予算が限られており、十分なバリアフリー化が困難。 ○ テナント側で工事を行う際に、ビルオーナー側の理解が得られるような環境の整備が必要。 <障害者団体等からの主なご意見(ソフト面)> ○ 従業員による接遇やスタッフ研修等の充実が必要。 ○ 店舗のバリアフリー対応に関する情報提供の充実が必要。	<ハード面> ● 小規模店舗のバリアフリー基準適合率を高めるための設計の考え方・設計上の主要ポイント・留意点を追加。 ● 高齢者・障害者等の利用に配慮した店舗内のバリアフリー化の留意点を追加。 <設計事例の紹介> ● スペースや予算が限られた中で、バリアフリー対応に配慮した小規模店舗の設計事例を追加。 <ソフト面> ● 小規模店舗における接遇・備品対応、バリアフリー情報の提供等、ソフト面に関する留意点を追加。

- 小規模店舗で想定される利用シーンに応じた課題や優良事例について、高齢者・障害者団体にヒアリング。
- 事業者団体、建築関係団体に対して、提示された課題に対する苦勞、効果的なバリアフリー対応の工夫をヒアリング。
- 各ヒアリングを踏まえ、以下の区分に応じたハード対応、ソフト対応について、建築設計標準としてとりまとめ。

(例) 【用途区分】 物販店舗、飲食店舗、サービス店舗
【規模区分】 300㎡未満、300㎡以上～1000㎡未満、1,000㎡以上～2,000㎡未満
【工事区分】 新築工事、増改築工事

【店舗の利用シーン】

HP閲覧・予約等	事前に店内情報を調べる
敷地内通路	道等から建物出入口まで移動可能
駐車場がある場合	車椅子使用者が利用できる
店舗出入口(共用部含む)	誰でもお店に入ることができる
店内での移動	店内でスムーズに移動できる
トイレがある場合	車椅子使用者等が利用できる
着席	楽しく食事ができる(飲食店舗) 待合・相談等ができる(サービス店舗)
買い物	楽しく買い物ができる(物販店舗)
店員とのコミュニケーション	必要なサービスが受けられる
支払い等	スムーズな支払い等ができる。

【課題抽出と改善点の検討】

高齢者・障害者団体 へのヒアリング	事業者団体等 へのヒアリング	地方公共団体 へのヒアリング
利用シーンに応じた課題 (ハード・ソフト)	提示された課題 に対する工夫、 効果的なバリア フリー対応の事 例 (ハード・ソフト)	地方公共団体に おける運用状況

【建築設計標準としてとりまとめ】

設計標準の記述内容	モデル例	優良事例
-----------	------	------

小規模店舗のバリアフリー化に向けた整理・検討の進め方(案)

建築設計標準の「第2章 単位空間等の設計」は、店舗の利用シーンに応じて以下のA、B、Cの3区分の単位空間等の各項目ごとに、関係団体等へのヒアリングを踏まえ、改正内容の方針を検討する。

- A** 店舗へのアクセス等 : 店舗までの経路・共用トイレ等
B 店舗内部 : 来店後に店舗を利用するためのハード対応
C ソフト面の工夫 : 案内等の人的対応、情報提供等

【店舗の利用シーン】

HP閲覧・予約等	事前に店内情報を調べる
----------	-------------

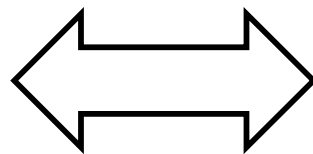
敷地内通路	道等から建物出入口まで移動可能
駐車場がある場合	車椅子使用者が利用できる

店舗出入口(共用部含む)	誰でもお店に入ることができる
--------------	----------------

店内での移動	店内でスムーズに移動できる
トイレがある場合	車椅子使用者等が利用できる

着席	楽しく食事ができる(飲食店舗) 待合・相談等ができる(サービス店舗)
買い物	楽しく買い物ができる(物販店舗)
店員とのコミュニケーション	必要なサービスが受けられる

支払い等	スムーズな支払い等ができる。
------	----------------



【単位空間等の設計】計:23項目

A 店舗へのアクセス等

A1	敷地内の通路
A2	駐車場
A3	建築物の出入口
A4	案内表示
● A5	廊下、階段
● A6	エレベーター・エスカレーター
● A7	車椅子使用者用便房等
A8	店舗の出入口 ※A3と同じ

B 店舗内部

● B1	待合スペース
● B2	発券機、自動販売機、給茶機等
B3	通路(共通事項)
B4	通路+商品陳列(棚又はハンガーラック等)
B5	通路+客席(テーブル又はカウンター+椅子)
● B6	配膳カウンター、ドリンクカウンター
● B7	サービスカウンター、記載台
● B8	試着室
● B9	ATM
● B10	車椅子使用者用便房等(専用) ※A7に記載
● B11	会計カウンター、レジ等

第2回検討会
から項目修正
内容はP8参照

C ソフト面の工夫

● C1	来店前の情報提供・予約
● C2	備品の対応、貸し出し
C3	店内の案内、誘導、コミュニケーション
C4	会計、商品引き渡し

上表●(赤丸):今回、新規追加改正たたき台の提示

小規模店舗のバリアフリー化に向けた整理・検討の進め方(案)

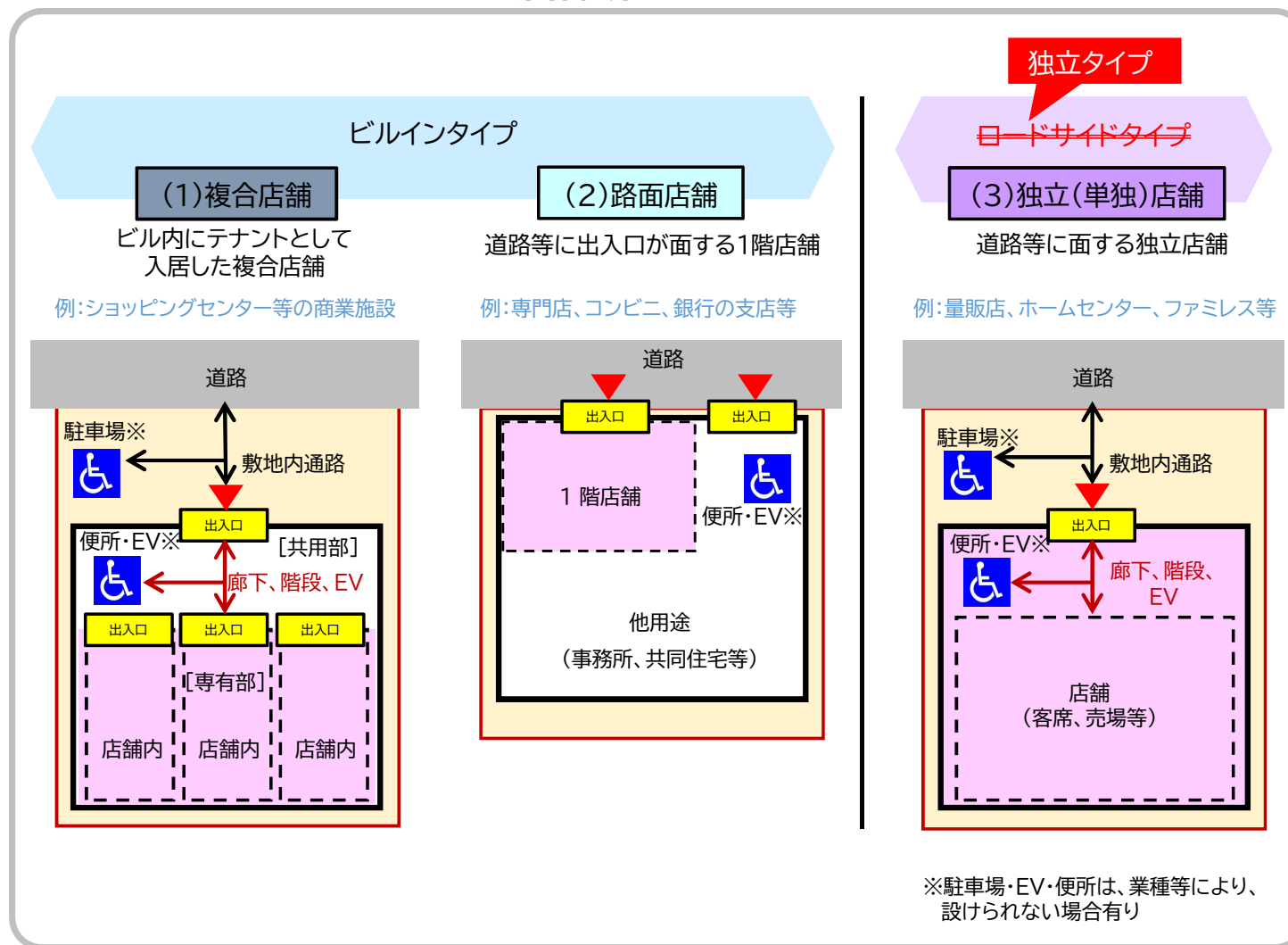
● 用途区分に応じた検討について

店舗の用途区分については、店舗の利用シーンに応じたバリアフリー対応の観点から、9の業種、3の店舗形態に区分して検討する。

< 業 種 >

用 途	業 種
物販 店舗	スーパーマーケット、量販店、ホームセンター、書店等
	コンビニエンスストア、日用品販売店等
	専門店(衣料品店、靴店、眼鏡店等)
飲食 店舗	テーブル型飲食店 (ファミリーレストラン、居酒屋、料理店(和・洋・中)等)
	カウンター型飲食店 (ラーメン店、回転寿司、牛丼チェーン等)
	セルフサービス型飲食店 (ファーストフード、コーヒーチェーン等)
サービス 店舗	銀行・郵便局等
	薬局、クリーニング店、質屋等
	理容所、美容所

< 店舗形態 >



● 用途区分に応じた単位空間等について

修正箇所

「**A** 店舗へのアクセス等の単位空間等」は店舗形態に応じて、「**B** 店舗内部の単位空間等」については業種に応じて、それぞれ求められるバリアフリー対応が異なるため、店舗形態、業種ごとに、バリアフリー対応が必要となる項目を整理した上で検討する。（「**C** 利用シーンに応じたソフト面の工夫」については、店舗形態、業種によらず検討する。）

A 店舗形態に応じた店舗へのアクセス等の単位空間等

店舗形態 店舗へのアクセス等		ビルインタイプ		ロードサイドタイプ
		(1) 複数店舗	(2) 路面店舗	(3) 独立(単独)店舗
A1	敷地内の通路	○	○	●
A2	駐車場	●	—	●
A3	建築物の出入口	●	●	●
A4	案内表示	●	○	●
A5	廊下、階段	●	—	●
A6	エレベーター・エスカレーター	●	—	○
A7	便所、洗面所(共用)	●	○	●⇒—
A8	店舗の出入口	●	● A3と共通	●

C 利用シーンに応じたソフト面の工夫

C1	来店前の情報提供・予約
C2	備品の対応、貸し出し
C3	店内の案内、誘導、コミュニケーション
C4	会計、商品引き渡し

P6に示される独立店舗に設ける便所・洗面所は、店舗内部に設ける整備となるため、B10の車椅子使用者用便房等に変更し、A7は共用部に設ける便所・洗面所に限定した項目とする。

【凡例】●:対象となる整備、○:対象となる整備となる場合もある

● 用途区分に応じた単位空間等について(前頁の続き)

各項目を再整理

修正箇所

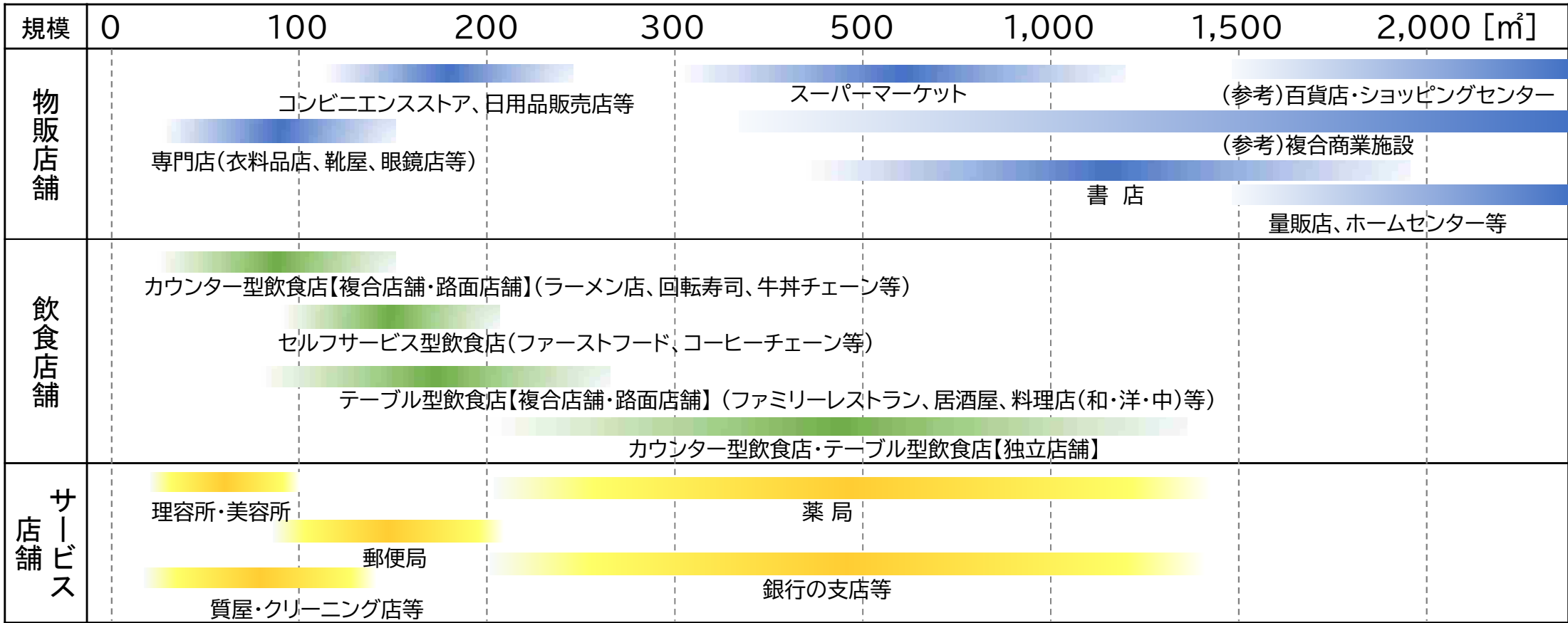
B業種に応じた店舗内部の単体空間等		物販店舗 飲食店舗 サービス店舗								
業 種 店舗内部の単位空間等		店舗内を自由に移動しながら、買い物を行う。			客席まで案内を受けて、着座して食事する。		一定のルートに沿って自ら通路を移動してサービス等を受ける。			
		スーパーマーケット、量販店、ホームセンター、書店等	コンビニ、日用品販売店等	専門店(衣料品店、靴店、眼鏡店等)	テーブル型飲食店	カウンター型飲食店	セルフサービス型飲食店	銀行・郵便局等	薬局、クリーニング店、質屋等	理容所、美容所
B1	待合スペース				○	○	○	●	●	●
B2	発券機・チケット販売機 、自動販売機、給茶機等				●	●	●	●	●	
B3	通路(共通事項) 追加	●	●	●	●	●	●	●	●	●
B4	通路＋商品陳列(棚又はハンガーラック等)	●	●	●						
B5	通路＋客席(テーブル又はカウンター＋椅子)	相談カウンターはB7にまとめ、情報伝達設備はC2: 備品の対応にまとめる			●	●	●			
B6	配膳カウンター、ドリンクカウンター				○		○			
	相談カウンター(デスク型)＋情報伝達設備等	○						●		
B7	サービスカウンター、記載台	○						●		
	情報伝達設備等(呼び出し、オーダーシステム等)				●	●	●	●	○	○
B8	試着室			●						
B9	ATM	○	○					●		
B10	車椅子利用者用便房等(専用)	●	●		●	●	●	●⇒○		○
B11	会計カウンター・レジ等、受付・窓口カウンター	●複数	●	●	●	●	●	●	●	○
	会計カウンター(サッカ―台付き) B11にまとめ	●複数	●						●	

小規模店舗のバリアフリー化に向けた整理・検討の進め方(案)

● 規模区分に応じた検討

店舗の規模は、下図のとおり、店舗の業種に応じて、一定の範囲に分布している。単に、店舗の規模区分によりバリアフリー項目を整理するよりも、より詳細な検討が可能となることから、以下の店舗の規模区分を踏まえつつ、店舗形態、業種ごとの店舗の用途区分に応じて、必要となるバリアフリー対応を検討する。

■ 業種別の規模分布の図



・各業種の出店募集に基づき整理。複合商業施設、百貨店、ショッピングセンターは、設計事例や関係団体からの意見に基づき整理。郵便局、銀行の支店等は、小規模店舗に係るバリアフリー化の実態調査の結果に基づき整理。
・百貨店、ショッピングセンター、複合商業施設は、複数の店舗の合計の床面積で記載している。

● 工事区分に応じた検討

関係団体等によるヒアリングに基づき、新築工事・増改築工事等の工事区分を踏まえて、バリアフリー対応を検討する。

事業者団体・建築関係団体、高齢者・障害者団体からの主なヒアリング(中間報告)

	高齢者、障害者団体	事業者団体	建築関係団体
オーナーとテナントの連携	●規模の小さい商業ビルは店内も狭いし、ビルの出入口に段がある。ビルのオーナーとテナントの両方が合意しないと、出入口の段差解消は難しいだろう。	●法律での規則も必要だが、ある程度の規模のビルであれば、オーナー側はテナント貸しをする店舗内を含めたバリアフリー対応のガイドラインを持つべき。 ●店舗内部のバリアフリー化の推進は賛成。オーナー側の立場から協力できるところは有るはず。現在、店舗内部のバリアフリー整備までテナントへ求めているが、今後、貸方基準書等にバリアフリー対応への配慮について記して、ビルオーナーからテナントにも求めていくやり方もありえる。	●規模の小さい商業ビルでは貸床面積を増やすために、共用便所を計画しないことがあるが、テナント設計者の立場からは、共用部分にトイレ(車椅子使用者用トイレを含む)がある方がよい。その方が、トイレのバリアフリー対応はしやすい。
敷地内の通路(A1)	●和風の飲食店はアプローチに小石や飛び石が敷いてある、上がり框がある等により、利用が難しい。	●人が集まる都心部や駅近などは狭小敷地になるため、バリアフリー化が困難である。 ●建築物への雨水侵入防止は必要であるが、一方で利用者の円滑なアクセスも重要。 ●道路管理者との協議は必要だが、道路から直接、敷地内に入る場合、L形側溝を切り下げないと車椅子使用者は入れないといったことが起きる。	●敷地境界ぎりぎりに建てるケースでは、道路から建築物の出入口までの距離がないため、現行の設計標準とは異なる様々な工夫が必要。 ●出入口付近において排水溝の設置等により、段差解消をしておくことが重要。
駐車場(A2)	●使いやすいお店の要素としては、駐車場の有無もある。	●マンション等の駐車場で、車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースを、他の利用者也使う敷地内通路と兼用している場合はある。 ●隣の一般駐車場とゼブラゾーンを兼用することで身障者が使いやすい駐車スペースが増える。 ●乗降スペースは床仕上の色の違いで識別できるように区分することも考えられる。 ●商業施設であれば、駐車場要員がいると思うので、1階店舗面積を効率的に配置する場合、車椅子使用者対応の機械式駐車装置は有効である。 ●平置式の車椅子使用者用駐車施設は1台設けた場合、荷捌き車で利用されて使用できない時が多いため、機械式駐車装置を車椅子使用者対応とする場合の方が台数を増やすことができるため、有効な場合もある。	●狭小敷地で制約がある場合に、平置式の車椅子使用者駐車場施設の代替えとして、車椅子使用者対応の機械式駐車装置という選択肢があれば、大変有難い。

事業者団体・建築関係団体、高齢者・障害者団体からの主なヒアリング(中間報告)

	高齢者、障害者団体	事業者団体	建築関係団体・地方公共団体
駐車場 (A2)	●車椅子使用者用駐車施設が駐車されている場合は、隣に空きスペース等がある一般の駐車施設を探して、駐車して乗降することもできる。これは習慣的に手馴れているものである。	●車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースを通路を兼ねる場合、人の出入りが多い場合には向かない。このため、サブ動線など、人の出入りが少ない場合は兼用してもよいと考える。	●車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースを建築基準法及び関係法令等に規定する敷地内通路と兼ねることはできないが、当該通路以外の通路は兼用してもよいと考える。(東京都)
建築物の 出入口 (A3)	●出入口に段がある場合には、弱視者対応として、目立つ色等で段鼻が認識できるようにする必要がある。	●車椅子使用者等の利用他、商品の搬入(台車)でも使うため、段差を解消するようにしている。	●車椅子使用者のためというより商品の搬入(台車)のために、店舗の出入口にスロープを整備することがある。 ●インターホンを設置した例はある。 ●公共建築物と異なり、テナント入れ替え等があることから、案内表示を更新・管理が課題。 ●弱視の高齢者は、出入口の透明ガラスの存在が判らない場合もある。
案内表示 (A4)	●出入口の音声案内装置は店舗への案内誘導として有効。		●複合店舗で1階出入口に案内表示がなされることは大切。
廊下、階段 (A5)			●店舗の客の年齢層が高い場合には、腰掛けベンチのニーズがある。
エレベーター・エスカレーター (A6)	●郊外のファミレス店舗では1階が駐車場、2階が店舗のものもあり、エレベーターはほぼない。		●和食のファミリーレストランには、エレベーターがついている事例がある。 ●バリアフリー基準をもつ会社の店舗で、1階以外の場合はエレベーターでアクセス可能な店舗を借りることを原則としているところがある。 ●2,000㎡未満の建築物におけるEV設置の考え方が設計標準にあった方がよい。

事業者団体・建築関係団体、高齢者・障害者団体からの主なヒアリング(中間報告)

	高齢者、障害者団体	事業者団体	建築関係団体
便所・洗面所(共用) (A7)	● 飲食と排泄はセットで考えることになる。飲食店では車椅子使用者が飲食するスペースを確保できても、車椅子使用者用トイレの整備は大変なのではないか。	● エントランスの構え等によりスペース確保が難しい場合、車椅子使用者用便房は1Fではなく、地下1Fにあることが多い。 ● 車椅子使用者便房の便座への横づけを考慮した戸の位置とすることで、車椅子使用者は利用しやすいと考えている。 ● オストメイト対応は、条例の義務付けにより求められる店舗では実施しているが、標準化の動きはない。	● トイレを設ける場合は車椅子使用者用も設けることを原則としているところがある。 ● オストメイト対応設備は、簡易型を設置することが多い。
店舗の出入口 (A8)		● テナント工事の際に、建築確認時に約束したバリアフリー基準(店舗出入口の幅員等)を条件として整備をお願いしている。	
通路+商品陳列(棚又はハンガーラック等) (B4)	● 最近のスーパーマーケットの通路は、通りやすい幅にしてくれていると感じる。 ● 全ての規模の店舗において、出入口・店内の段差は解消することとしてはどうか。 ● 100㎡以上の店舗では、車椅子が通れる通路幅員：90cm程度を確保し、どこかですれ違うことが現実的ではないか。	● 通路幅は、120cmがよい。90cmの場合、通路に搬入ケースがあると通れず、レジまでたどり着けない。 ● 主通路は最小120cm、標準130～140cm。中通路は最小90cm、標準115～120cmが現状。 ● ビルの狭小店舗等の中通路で、幅120cm確保は困難	● 東京都火災予防条例 第51条で、売場面積規模により主要避難通路主動線の幅員が定められている。(180cm以上、160cm以上、120cm以上) ● 売り場面積150㎡以下：通路幅は90cmを目安に確保 ● 通路幅を考慮し設計しても、商品を置かれてしまい、実際の幅員は狭くなりがち。 ● 主動線は幅120cm以上とすることを原則としているところがある。
	● 弱視者や高齢者に対しては、見えやすい・取りやすい高さに商品を置く、金額表示を大きくする等が重要。	● 棚の高さなどは、業種によっても違うので、基準の設定は難しい。	● 店外、出入口からの見通しは重要。狭小若しくは店内に柱などがあると難しい点がある。 ● 誘導サインは健常者の目線で設置されているので、商品量等が多く見通しの悪い店舗では、車椅子使用者には認識しづらいと考えられる。

事業者団体・建築関係団体、高齢者・障害者団体からの主なヒアリング(中間報告)

	高齢者、障害者団体	事業者団体	建築関係団体
通路+商品陳列(棚又はハンガーラック等)(B4)	●最近のスーパーマーケットの通路は、通しやすい幅にしてくれていると感じる。 ●全ての規模の店舗において、出入口・店内の段差は解消することとしてはどうか。 ●100㎡以上の店舗では、車椅子が通れる通路幅員:90cm程度を確保し、どこかですれ違うことが現実的ではないか。	●通路幅は、120cmがよい。90cmの場合、通路に搬入ケースがあると通れず、レジまでたどり着けない。 ●主通路は最小120cm、標準130～140cm。中通路は最小90cm、標準115～120cmが現状。 ●ビルの狭小店舗等の中通路で、幅120cm確保は困難	●東京都火災予防条例 第51条で、売場面積規模により主要避難通路主動線の幅員が定められている。(180cm以上、160cm以上、120cm以上) ●売り場面積150㎡以下:通路幅は90cmを目安に確保 ●通路幅を考慮し設計しても、商品を置かれてしまい、実際の幅員は狭くなりがち。 ●主動線は幅120cm以上とすることを原則としているところがある。
	●弱視者や高齢者に対しては、見えやすい・取りやすい高さに商品を置く、金額表示を大きくする等が重要。	●棚の高さなどは、業種によっても違うので、基準の設定は難しい。	●店外、出入口からの見通しは重要。狭小若しくは店内に柱などがあると難しい点がある。 ●誘導サインは健常者の目線で設置されているので、商品量等が多く見通しの悪い店舗では、車椅子使用者には認識しづらいと考えられる。
通路+客席(テーブル又はカウンター+椅子)(B5)	●店舗内の通路に冷蔵庫やワインセラーが置いてある等で、個室に入れなかったことがあった。 ●回転寿司のカウンター席、ボックス席は使えない。お店の雰囲気作りもあると思うが、店舗内の通路が狭い店舗もある。 ●可動の椅子席の設置については、店舗の大きさに関係なく、全ての店舗で実施してもらいたい。 ●アクセシブルシート(車椅子使用者用客席)を規模ごとに設定して設置してはどうか。		●東京都火災予防条例 第50条で、客席の床面積別に避難通路の幅員が定められている。(160cm以上、120cm以上) ●通路幅は100cm程度としている。 ●様々な人数に対応するため、大抵の飲食店では、移動可能ないす・テーブルが設置されている。 ●テーブルの脚の位置が重要である。例えば75cm角程度のテーブルが4本脚だと、車椅子使用者が近寄れない。このサイズでは1本脚がよい。 ●テーブル・椅子付近の車椅子使用者の転回スペースは店の奥の方が、確保が難しくなる。

事業者団体・建築関係団体、高齢者・障害者団体からの主なヒアリング(中間報告)

	高齢者、障害者団体	事業者団体	建築関係団体
通路＋客席 (テーブル又はカウンター＋椅子) (B5)	●車椅子の座面やアームサポートの高さより、身体がテーブルや机に近づくことができない場合がある。高さ67cmあると良い。 ●椅子だけでなくテーブルも可動式にすると、通路を確保できて入れるようになる。仕切りも固定式でない方がよい。 ●カウンタータイプの店は使えないことが多い。ローカウンターがあり、一部でも使えることは重要。 ●100㎡や200㎡など小規模な場合を想定し、図として提示してもらいたい。		
試着室 (B8)			●複合店舗の場合、広めの試着室は、複数のテナントが共用できる1か所をデベロッパー等が設けるのが効率的。
車椅子使用者用便房等 (B11)		●当社コンビニの車椅子使用者用便房の設計基準は2m×2mが標準となっている。 ●飲食店に設置するトイレの設計標準は、洗面器とセットで一緒に検討した方がよい。 ●車椅子使用者用便房の戸は引き戸又は外開きが有効である。 ●飲食店の場合、必ず店員がいるので一声かけて利用することで、トイレブースに丸ごと車椅子が入らなくても、便座まで横づけしてたどり着けるよう、トイレまでの出入口の幅が大きければ良いのではないかな。	●テナント内にトイレを設置する場合、排水管からの距離により、床のかさ上げ(段)が必要となる。 ●法令上の義務付けがない限り、150cmφの回転スペースの確保や、広めのスペースを確保したトイレの設置は難しい。 ●飲食店のトイレの数はテナントの希望によるが、一般的には最低でも男女1か所ずつ。

事業者団体・建築関係団体、高齢者・障害者団体からの主なヒアリング(中間報告)

	高齢者、障害者団体	事業者団体	建築関係団体
サービスカウンター、記載台(B7)		●ローカウンターが無くても、車椅子使用者は支払いにそれほど困らない。サービスカウンターには、ローカウンターが必要である。 ●病院内店舗では低めのカウンターのニーズがあり、2つレジがあれば、1つのカウンターを低くしている(標準: 85cm、低い方は70cm)。	●レジ付近は行列や出入りで煩雑になりやすいので、車椅子対応エリアを別途設ける(車椅子使用者用駐車場から遠くならないこと)等の配慮が必要。
来店前の情報提供・予約(C1)	●外出の際には、トイレなどの場所をあらかじめ調べておく。	●バリアフリー対応のトイレがあるコンビニ店舗について、ホームページで店舗検索が可能。 ●出入口やトイレへの動線の段差等の表示は必須ではないか。	●バリアフリー対応が行われている施設がスマートフォンのアプリ等で事前にわかることは有効。
店内の案内、誘導、コミュニケーション(C3)	●店舗出入口に段がある飲食店には、据え置きのスロープを持参して入ったことがある。 ●入口に段差があり入店できないお店は、段のない従業員通用出入口から、店に入れてくれたところもある。それでも構わない。 ●時間外のATMで不具合があるとコールセンターに連絡すると画面表示の状況を説明するように言われるが、説明はできない。実店舗では誰も対応してくれない。 ●墨字と点字が併記された郵便貯金のお知らせという冊子があるが、その存在を知っている視覚障害者が少ない。郵便局員への教育、視覚障害者への周知をしてもらいたい。	●小さい店舗は入れるかどうかが大変である。裏ルートでも入れればよい。ただし、裏ルート上に物などが置かれており、通路幅が確保されていないことがある。 ●入口で店員の介助があれば、入店できる店舗が増えるのではないか。その際、店頭で電話番号の表示があると車椅子使用者にとって便利である。 ●出入口に段差がある場合、備品で簡易なスロープの用意があると入店可能。 ●飲食店において、障害者からの要望を実現するにあたっては、個人事業主が負担するコストの問題がある。 ●車椅子使用者からレジの文字が見えないことがある。	●ATM、タッチパネル等、機械に依存するもの(どんどん進化するもの)は、あとから設置。それらの機械の手前までの誘導を、建築で対応する。 ●棚の高い部分、冷蔵平台等、車椅子使用者のとりづらい・見づらい部分には、従業員による買い物支援が必要。

事業者団体・建築関係団体、高齢者・障害者団体からの主なヒアリング(中間報告)

	高齢者、障害者団体	事業者団体	建築関係団体
店内の案内、誘導、コミュニケーション(C3)	● レストランに盲導犬を断られたことがある。補助犬を受け入れてほしい。 ● 「ヘルプマーク」(東京都作成)のように支援を必要としている人をサポートする取組みはよい。店員は内部障害者であることを早く気づいてくれる。 ● 点字メニューがあっても、従業員が知らないと出されないのが教育が重要。 ● 明かりや音について、かなり負担に感じる人もいるため検討してほしい。 ● 通常メニューのほか、季節メニューなど、他の人が注文できるものを、自分たちも注文できるようにしてもらいたい。 ● メニューや注文がタッチパネル化されている店、メニューが絵のみの店、番号で注文する店では注文ができない。 ● 視覚障害者にとって、列に並ぶことはかなり大変である。列がどうなっているのかわからない、もしくはロープによって制限されて行きたいところにたどり着けない。 ● コロナ禍にあって、待機列の間隔をあけてといわれても、視覚障害者にとっては間隔を認識しづらい。積極的な声掛けも重要。	● ハードの欠点をカバーするサービスや接遇が重要。ソフト面の工夫で「望ましい」という記述があるが、もっと積極的に踏み込んで記述してはどうか。 ● 飲食店舗の通路に冷蔵庫やワインセラーが置いてある等で、個室に入れなかったことがあった。 ● 販店舗の陳列棚の金額表示は角度が同じであり、低い場合は見えるが、高いところは見えにくい場合がある。角度や字の大きさを工夫すると見やすくなると思われる。	
会計・商品引き渡し(C4)	● 高齢者や障害者等に対して、障害の特性を早めに気づいて頂き、会計カウンターでの丁寧な接客対応が行われるようになることも大切である。 ● 発達障害者等は、店舗での会計時に現金で支払うことは難しい場合がある。この場合、店舗側で利用履歴が残るような、キャッシュレス化(電子マネー等)の導入を進めてほしい。	● ハードの欠点をカバーするサービスや接遇が重要。ソフト面の工夫で「望ましい」という記述があるが、もっと積極的に踏み込んで記述してはどうか。	

②改正内容について(たたき台) ー前回検討会資料の修正ー

●小規模店舗の「単位空間等の設計」に係る内容

A 店舗へのアクセス等

A1 敷地内通路

A2 駐車場

A3 建築物の出入口【修正無し】

A4 案内表示【修正無し】

B 店舗内部

B3 通路(共通事項)

B4 通路＋商品陳列(棚又はハンガーラック等) -物販店舗-

B5 通路＋客席(テーブル又はカウンター＋椅子) -飲食店舗-

C ソフト面の工夫

C3 店内の案内、誘導、コミュニケーション

C4 会計、商品引き渡し

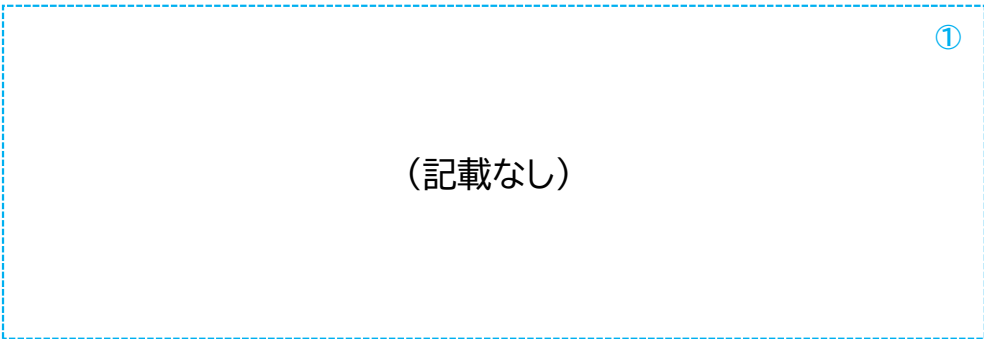
- 【主な改正事項】 ①敷地内の通路と道路との段差解消の工夫の追加(L形側溝の切り下げ、一時的に設ける傾斜路)
②敷地内の通路を水平することが困難な場合の傾斜路の勾配、出入口の前後の措置について追加
③留意点として、道路から店舗の出入口までのバリアフリー化に留意して1階床レベルを設定することが望ましいこと、必要に応じて排水溝を設けることが考えられることを追加

現 行

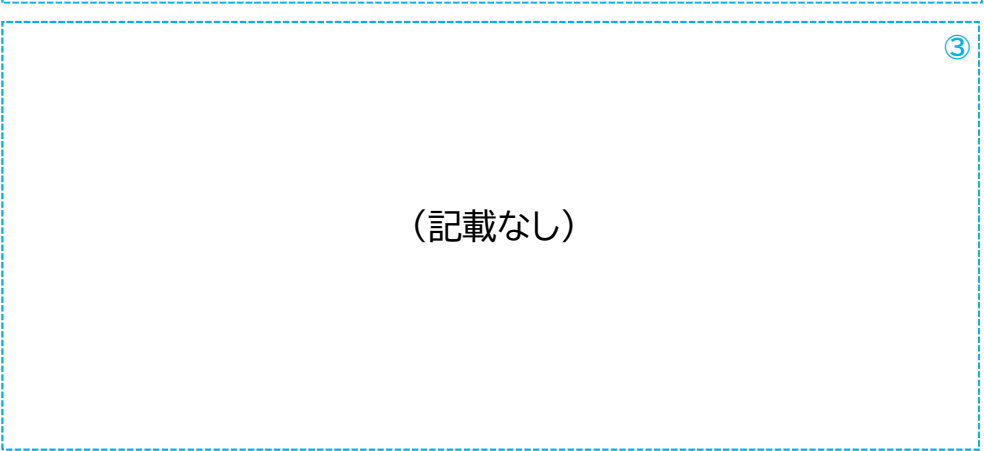
●本体P2-20・21抄

【設計標準:通路】

- ・主要な経路上の通路には、階段又は段を設けない。(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。)



- ・水勾配が必要な場合を除き、通路は水平とする。



改 正

【設計標準:通路】

- ・主要な経路上の通路には、階段又は段を設けない。(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。)

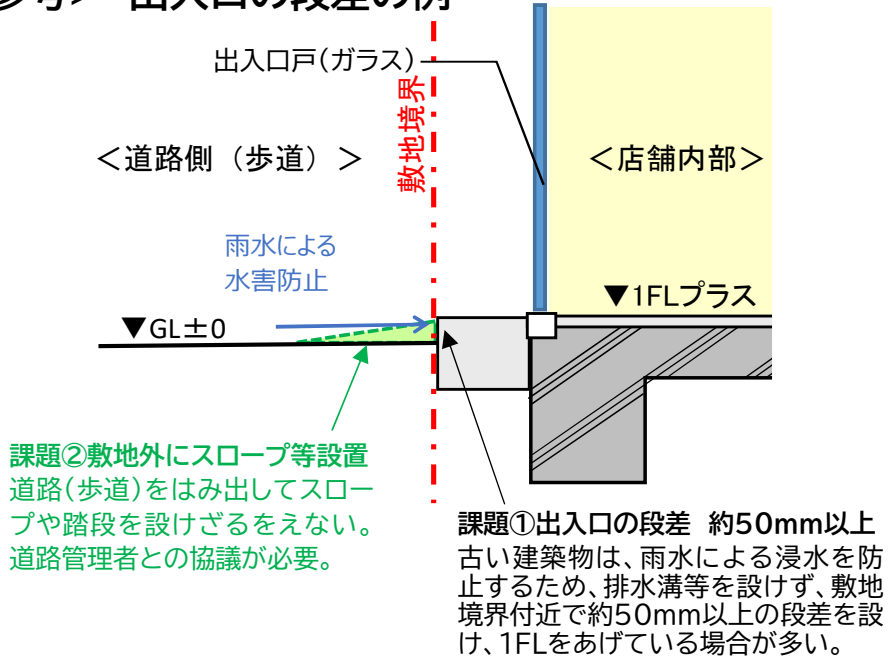
- ・敷地内の通路と道路との境界部分については、L形側溝の立ち上がり部分の切り下げについて道路管理者と協議を行うなど、車椅子利用者等の移動が円滑になるよう配慮することが望ましい。
＜留意点:一時的に設ける傾斜路等＞
- ・敷地内の通路と道路との境界部分の段差を解消するため、一時的に鉄板敷やゴム製の傾斜ブロック等を仮置きする方法も考えられる。ただし、この場合、道路における通行に支障が生じないように十分に留意する。

- ・水勾配が必要な場合を除き、通路は水平とすることが望ましい。敷地の状況等によりやむを得ない場合、勾配1/12以下の傾斜路(高さ16cm以内の場合は勾配1/8以下の傾斜路)を設置し、建築物(店舗)の出入口の戸の前後には高低差を設けないこととする。

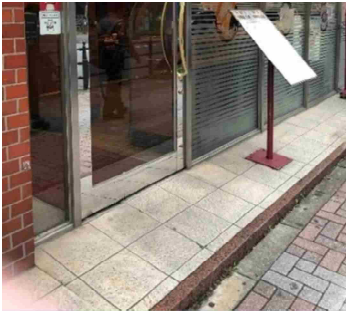
- ＜留意点:1階床レベルの設定等＞
- ・建築物(店舗)の1階床レベルは、道路と敷地との高低差、敷地の高低差、外構部の雨水排水計画等を十分に考慮して、道路から建築物(店舗)の出入口までのバリアフリー化が可能となるレベルに設定することが望ましい。
- ・道路から建築物(店舗)の出入口までの距離が短く、大雨等の際の建築物(店舗)内への雨水の侵入を防ぐことが困難な場合には、敷地内に排水溝を設置することが考えられる。

現 行	【モデル例】	【設計例】
	(なし)	(なし)

<参考> 出入口の段差の例



●踏み段を道路内に設置
段差のため、車椅子使用者
が入店困難であるうえ、踏
み段が、歩道上に設置させ
ており、通行の障害となる。



●段差かつ外開き戸のため、
車椅子使用者の入店が困難。



●鉄板敷を道路内に設置。
段差解消の鉄板敷は、歩道
上に設置されており、通行
の障害となる。

改 正

【モデル例】

出入口戸(ガラス)

<道路側 (歩道)>

敷地境界

排水溝等の蓋

▼GL±0

<店舗内部>

▼1FLプラス

水勾配

排水溝

●出入口手前の排水溝の設置例

【設計例】

●排水溝の整備
排水溝
(入口手前)

【設計例】

排水溝
(入口手前)

●敷地内に傾斜路設置
(既存改修)

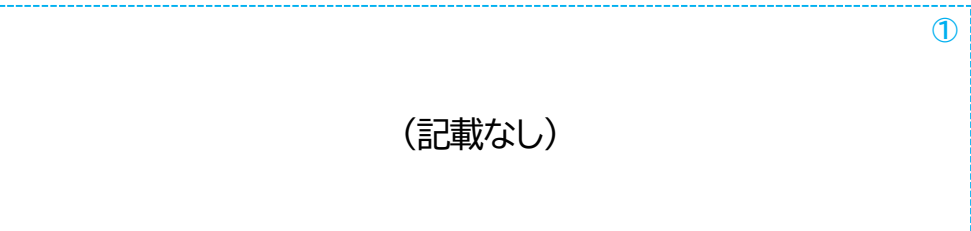
●L形側溝切り下げ
店舗出入口から道路側へ水勾配を
設け、L形側溝の切り下げを設置

●排水溝の整備
排水溝
(敷地境界)

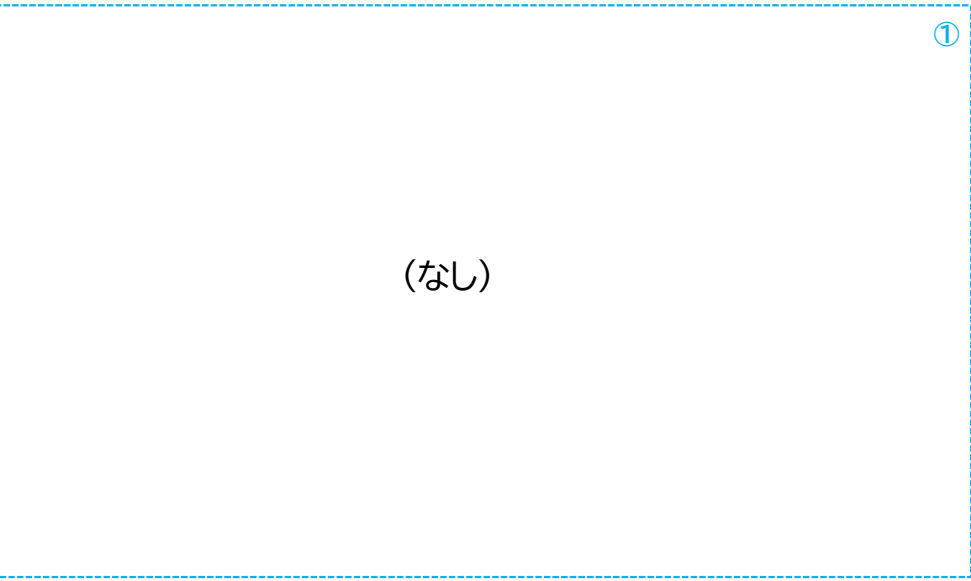
【主な改正事項】視覚障害者の来店時に従業員等による人的誘導を行う計画とする場合について、従業員が来店時に迅速に対応するための措置を追加

現 行

- 本体P2-22・23抄
- 【設計標準:視覚障害者誘導用ブロック等】
- ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。
 - ・視覚障害者誘導用ブロック等以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、音声による案内・誘導、従業員等による人的誘導を行う。



【モデル例】



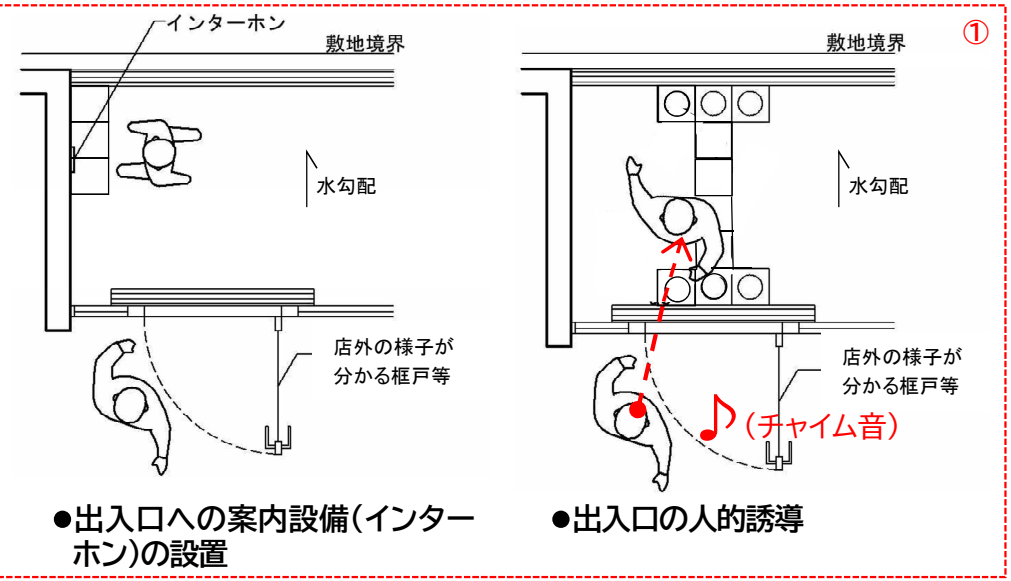
改 正

下線は法令上の適合義務基準

- 【設計標準:視覚障害者誘導用ブロック等】
- ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。
 - ・視覚障害者誘導用ブロック等以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、音声による案内・誘導、従業員等による人的誘導を行う。

・案内設備や案内所を設けることが困難な場合等において、従業員等①による人的誘導を行う計画とする場合には、視覚障害者の来店時に迅速に対応できるよう、店舗の出入口の外側が店舗内の全ての部分から容易に視認できる計画又は入店しようとする際にチャイム音等なる計画とすることが望ましい。

【モデル例】



【主な改正事項】視覚障害者の来店時に従業員等による人的誘導を行う計画とする場合について、従業員が来店時に迅速に対応できるための措置を追加

【前回からの修正点】

<修正前>

〔座長からの主なご意見〕

- ・框戸は外開きではないか。
- ・インターホンの位置を扉付近に変更した方が良い。

<修正のポイント>

- ・框戸を外開きに変更
- ・左図のインターホンの位置を扉付近に変更

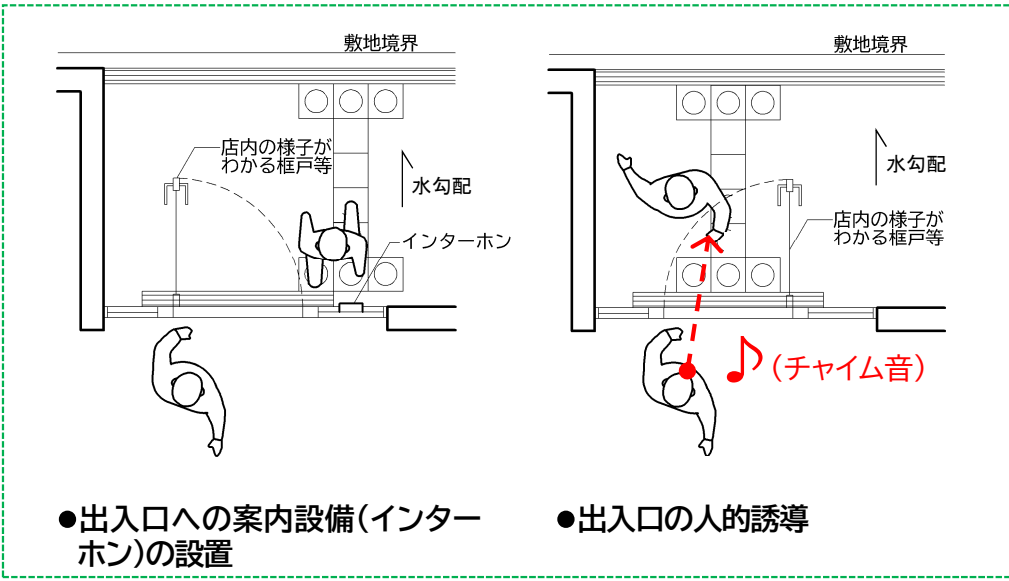
改正

下線は法令上の適合義務基準

【設計標準:視覚障害者誘導用ブロック等】

- ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、音声による案内・誘導、従業員等による人的誘導を行う。
- ・案内設備や案内所を設けることが困難な場合等において、従業員等^①による人的誘導を行う計画とする場合には、視覚障害者の来店時に迅速に対応できるよう、店舗の出入口の外側が店舗内の全ての部分から容易に視認できる計画又は入店しようとする際にチャイム音等なる計画とすることが望ましい。

【モデル例】

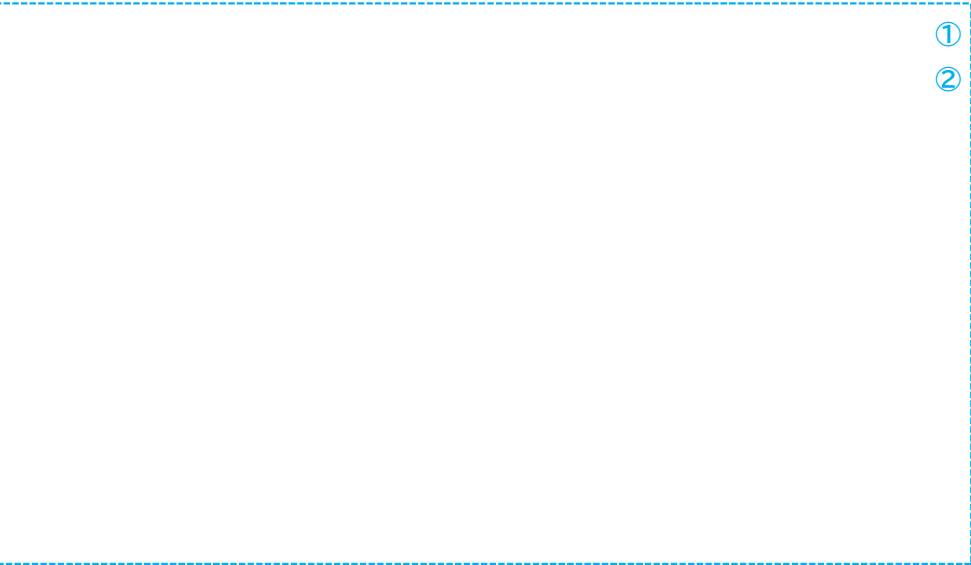


- 【主な改正事項】 ① 狭小敷地でやむを得ない場合、敷地内の通路と乗降スペースを共用することで、車椅子使用者用駐車場を確保することが考えられる旨を追加
- ② 車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースの表面について、斜線での塗装による区分のほか、床材の色の違い等により区分することも選択できることを追加

現 行

- 【設計標準: 車椅子使用者用駐車場施設の配置・空間の確保等】 ● 本体P2-31
- ・幅は、350cm以上とする。
 - ・奥行きについては施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。
 - ・乗降スペースの表面は、斜線で塗装する。

【モデル例】

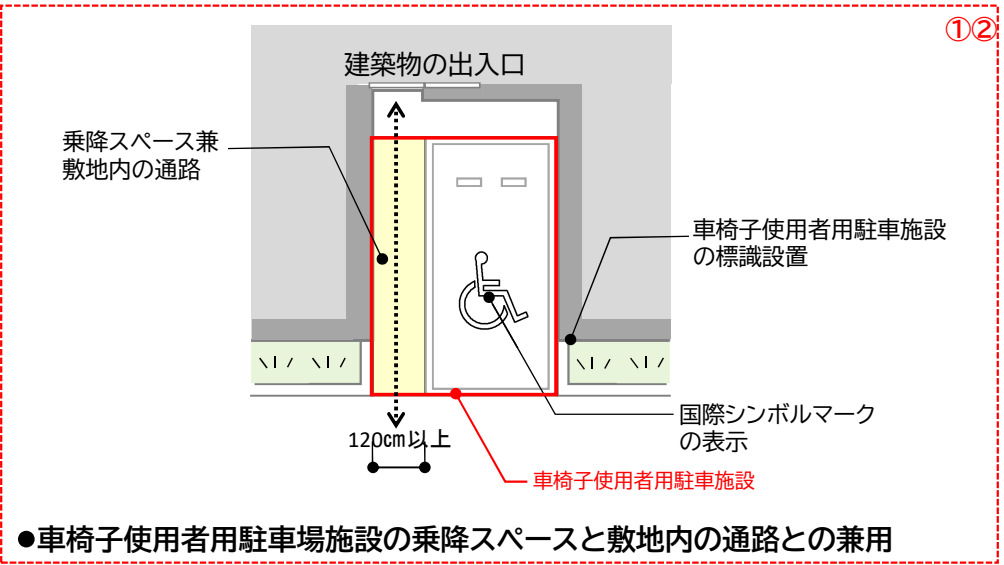


改 正

下線は法令上の適合義務基準

- 【設計標準: 車椅子使用者用駐車場施設の配置・空間の確保等】
- ・幅は、350cm以上とする。
 - ・奥行きについては施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。
 - ・乗降スペースの表面は、斜線等の塗装、床材の色の違い等により、その他の部分と容易に識別できるように区分する。
- <留意点: 狭小敷地でやむを得ない場合における車椅子使用者用駐車施設の確保>
- ・狭小敷地でやむを得ない場合、一般の駐車施設に隣接して敷地内の通路を設け、敷地内の通路と乗降スペースを共用することが考えられる。この場合、通常の手椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障害者等の見やすい位置に、容易に識別できる標識を設ける。

【モデル例】



※上記青枠破線部分を改正

- 【主な改正事項】① 狭小敷地や地上部の敷地活用の制約等^②でやむを得ない場合、敷地内の通路と乗降スペースを兼用することで、車椅子使用者用駐車施設^①を確保することが考えられる旨を追加
- ② 車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースの表面について、斜線での塗装による区分のほか、床材の色の違い等により区分することも選択できることを追加

【前回からの修正点】

<修正前>

[委員からの主なご意見]

- ・車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースを通路を兼ねる場合、人の出入りが多い場合には向かない。このため、サブ動線など、人の出入りが少ない場合は兼用してもよいと考える。
- ・車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースを建築基準法及び関係法令等に規定する敷地内通路と兼ねることはできないが、当該通路以外の通路は兼用してもよいと考える。(東京都)

<修正のポイント>

- ・やむを得ない場合には、車椅子使用者用駐車場施設の乗降スペースは、人の出入りが少ない建築物の出入口(通用口等)に通ずる敷地内の通路と兼用することが考えられることとした。
- ・やむを得ない場合について、狭小敷地に加え、地上部の敷地活用の制約等^②を追加。

改正

下線は法令上の適合義務基準 緑字: 前回からの修正点

【設計標準: 車椅子使用者用駐車場施設の配置・空間の確保等】

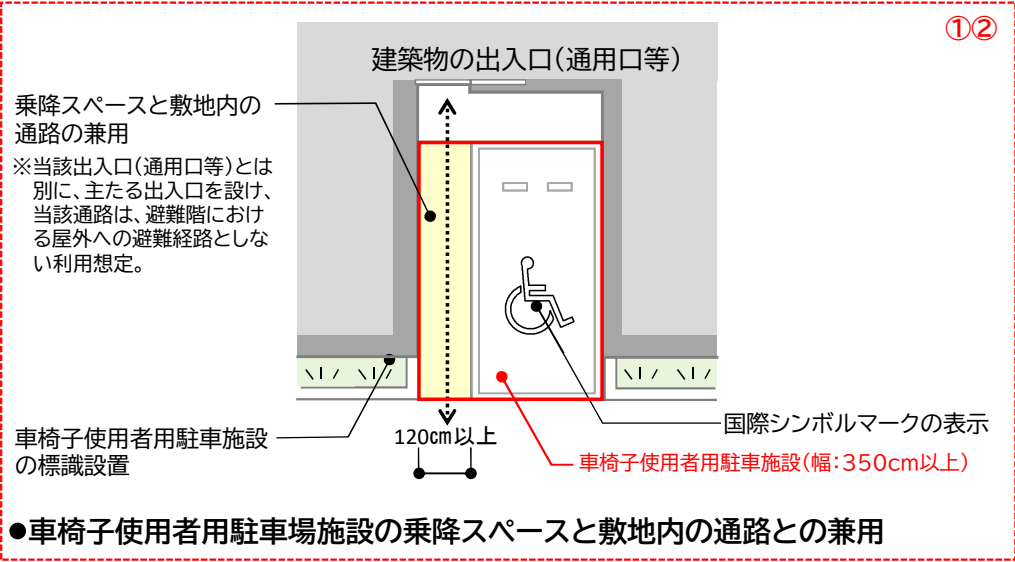
- ・幅は、350cm以上とする。
- ・奥行きについては施設用途に応じて、小型車から車椅子仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。

・乗降スペースの表面は、斜線等の塗装、床材の色の違い等により、その他の部分と容易に識別できるように区分する。^②

<留意点: 狭小敷地等^②でやむを得ない場合における車椅子使用者用駐車施設の確保>

・狭小敷地や地上部の敷地活用の制約等^②、やむを得ない場合には、車椅子使用者用駐車場施設の乗降スペースは、人の出入りが少ない建築物の出入口(通用口等)に通ずる敷地内の通路と兼用することが考えられる。この場合、通常の車椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障害者等の見やすい位置に、容易に識別できる標識を設ける。^①

【モデル例】



【主な改正事項】 狭小敷地かつ自動車の駐車方向に制約がない場合、一般の駐車施設の駐車方向を工夫することで車椅子の乗降スペースを確保することが考えられる旨を追加

現 行

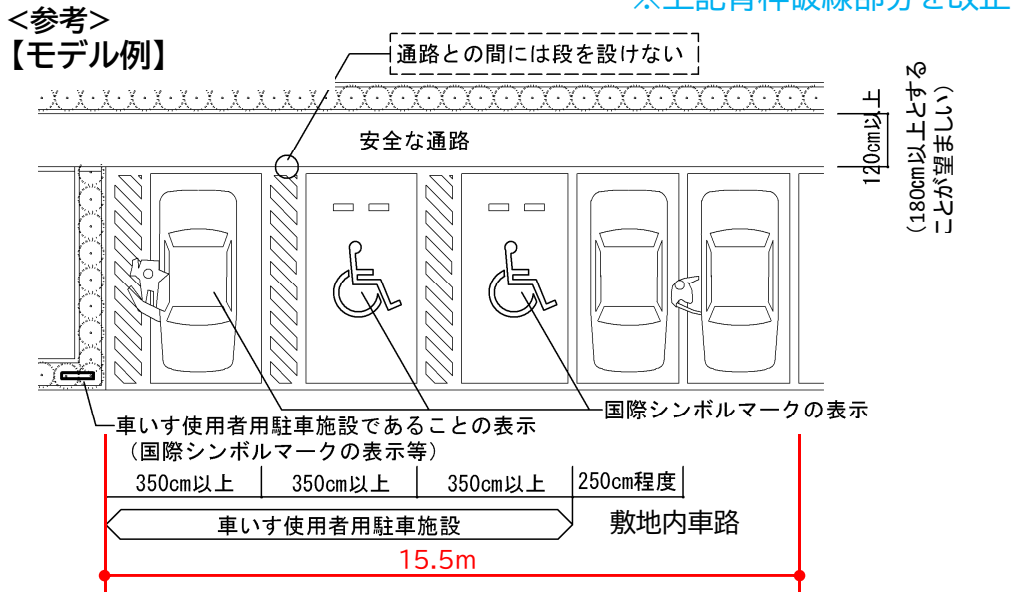
- 【車椅子使用者用駐車場施設の配置・空間の確保等】
- 本体P2-31抄
- ・幅は、350cm以上とする。
 - ・奥行きについては施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。
 - ・リフト付車両等、車椅子使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保する。特に後部ドア側のスペース確保が必要となる。

<留意点>

(記載なし)

【モデル例】

(なし)



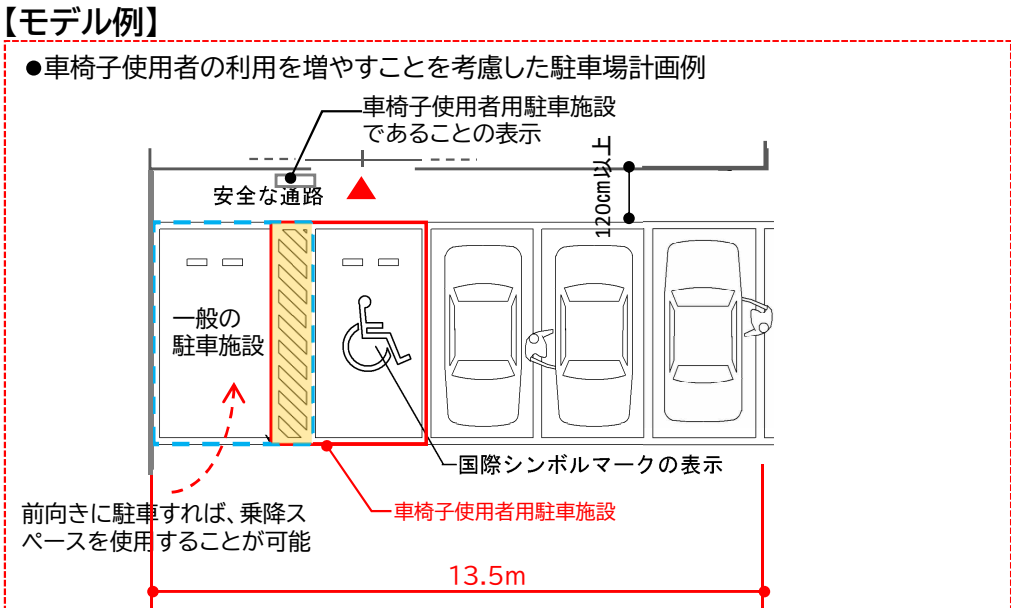
改 正

下線は法令上の適合義務基準

- 【車椅子使用者用駐車場施設の配置・空間の確保等】
- ・幅は、350cm以上とする。
 - ・奥行きについては施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。
 - ・リフト付車両等、車椅子使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保する。特に後部ドア側のスペース確保が必要となる。

<留意点:車両の駐車方向に制約がない場合における工夫>

・車両の駐車方向に制約がない場合、車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースに隣接して一般の駐車施設を設け、当該一般の駐車施設に前向き駐車することで、車椅子使用者の乗降を可能とすることが考えられる。



- 【主な改正事項】 ①運用上、一般の駐車施設でも車室スペースの横に乗降スペース等がある場合には、車椅子使用者の乗降が可能となり、車椅子使用者にとって有効となる旨を留意点に追加
- ②①に基づき、運用上、車椅子使用者の利用を増やすことを考慮した駐車場計画のモデル例を追加

【前回からの修正点】

<修正前>

〔座長からの主なご意見〕

- ・店舗入口、車椅子使用者用駐車施設の位置、歩行者動線の関係性に配慮して、モデル例を見直しをした方がよい。

〔委員からの主なご意見〕

- ・車椅子使用者用駐車施設が駐車されている場合は、隣に空きスペース等がある一般の駐車施設を探して、駐車して乗降することもできる。これは習慣的に手馴れているものである。

<修正のポイント>

- ・小規模店舗の正面に駐車場の配置を想定し、正面出入口の前に横断歩道を設けた場合を標準モデル例に修正。この場合、横断歩道に面して車椅子使用者用駐車施設を設けることとした。
- ・あくまで、運用上の工夫に限定することを追記。
- ・一般の駐車施設横に通路スペース等がある場合には、安全確認した上で、車椅子使用者の乗降が可能となる旨を追記。

改正

下線は法令上の適合義務基準 緑字:前回からの修正点

【車椅子使用者用駐車施設の配置・空間の確保等】

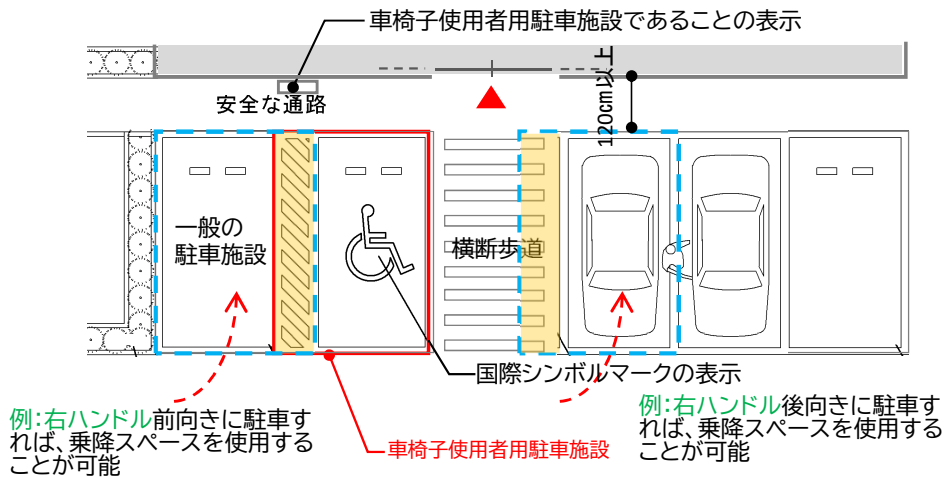
- ・幅は、350cm以上とする。
- ・奥行きについては施設用途に応じて、小型車から車椅子仕様車までの奥行きについて検討することが望ましい。
- ・リフト付車両等、車椅子使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保する。特に後部ドア側のスペース確保が必要となる。

<留意点:運用上、車椅子使用者が利用可能な駐車場を考慮した配置の工夫>①

- ・車椅子使用者用駐車施設以外の駐車施設でも車室スペースの横に乗降スペース等がある場合には、安全確認した上で、車椅子使用者の乗降を可能とすることが考えられる。(例えば、車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースに隣接して一般の駐車施設を設ける場合も同様である。)
- ・これは、車椅子使用者用駐車施設が使用されている場合に、他の車室でも車椅子使用者の利用を可能となり、車椅子使用者にとって有効となる。

【モデル例】

- 運用上、車椅子使用者の利用を増やすことを考慮した駐車場計画例 ②



- 【主な改正事項】 ① 車椅子使用者用駐車施設は、平置き式のものとすることが望ましいが、狭小敷地である場合等において、やむを得ず、機械式駐車装置で確保する場合、車椅子使用者の利用に支障がないものとしなければならないことを追加
- ② 機械式駐車装置による車椅子使用者用駐車施設について、操作盤の位置、乗降スペースの寸法等の留意点を追加

下線は法令上の適合義務基準

現 行

【設置数・配置】

・駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を1以上設ける。

(記載なし) ①

<留意点> (記載なし) ②

【モデル例】 (なし) ②

改 正

【設置数・配置】

・駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を1以上設ける。 ①

・車椅子使用者用駐車施設は、平置き式のものとすることが望ましい。狭小敷地である場合等において、やむを得ず、車椅子使用者用駐車施設を機械式駐車装置で確保する場合は、駐車場管理員の配置や当該駐車装置の特性に応じた安全対策を講じるなど、車椅子使用者の利用に支障がないものとする。

<留意点: 車椅子使用者対応の機械式駐車装置について> ②

・車椅子使用者が駐車場の管理員の介助がなくても自力で乗降できるよう、駐車装置の操作盤は、車椅子使用者が容易に操作できる位置に設ける。

・乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける。乗降スペースの寸法は、車椅子の回転を考慮して幅140cm以上×奥行170cm以上とし、乗降スペースから機械式駐車装置の外まで車椅子が円滑に移動できる幅90cm以上の通路を確保する。

・機械式駐車装置の段差及び床の隙間は2cm以下とし、幅は乗降スペースを含めて350cm以上とする。

・通常の車椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障害者等の見やすい位置に、容易に識別できる標識を設ける。

【モデル例1】

平置き式の車椅子使用者用駐車施設

車両入出庫

1階店舗

通常の機械式駐車場

②

車両入出庫

(駐車管理員)

車椅子使用者対応の機械式駐車場

1階店舗

●車椅子使用者対応の機械式駐車装置の例

【モデル例2】

②

車椅子使用者対応の機械式駐車装置例

【設計例】

②

車椅子利用者対応の機械式駐車装置の例 (フルフラット化)

(写真出典: 駐車場便覧/全日本駐車協会等)

- 【主な改正事項】
- ①建築物(店舗)の出入口前後の140角以上の水平スペースの確保について、出入口前に十分な幅員の歩道がある場合や狭小敷地でやむを得ない場合を除く旨を追加

②店舗内外の様子がわかるガラス戸等の採用(衝突防止対策を含む)、自動ドアの採用が望ましいことについて追加

現 行

●本体P2-37抄

【設計標準: 出入口の有効幅員、空間の確保等】

・主要な経路上の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。

・出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。

【設計標準: 戸の形式】

・主要な経路上の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。

・開閉動作から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より安全で使いやすい。

・衝突等の危険防止のため、プライバシー上の問題がある場合等を除き、戸には、戸の反対側の様子がわかる窓を設けることが望ましい。

【モデル例】

(なし)

改 正

下線は法令上の適合義務基準

【設計標準: 出入口の有効幅員、空間の確保等】

・主要な経路上の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。

・出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm各以上の水平なスペースを設ける。**(出入口前に十分な歩道がある場合や狭小敷地でやむを得ない場合を除く。)**

【設計標準: 戸の形式】

・主要な経路上の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。

・開閉動作から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より安全で使いやすい。**特に、物販店舗の出入口の戸は、買い物袋と杖・白杖等を両手に持った高齢者、障害者等の利用にも配慮し、自動ドアとすることが望ましい。**

・衝突等の危険防止のため、プライバシー上の問題がある場合等を除き、戸には、戸の反対側の様子がわかる**安全なガラス窓**を設けることが望ましい。また、出入口を全面ガラス戸及び出入口付近を全面ガラス壁とする場合は、併せて、衝突防止シール等の衝突防止対策を講じることが望ましい。

【モデル例】

自動ドア(框戸)が望ましい。
※衝突防止対策

歩道

排水溝

●出入口の戸

- 【主な改正事項】①店舗出入口のチャイム音が、視覚障害者の目印になることがあることについて追加
②複数店舗の1階出入口にある点字を併記した案内板の設計例を追加

現 行

【設計標準:点字・音声等による案内板】

●本体P2-40抄

・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。(案内所を設ける場合を除く。)

【設計標準:音声による案内・誘導】

●本体P2-160抄

・視覚障害者の利用に配慮し、音声案内装置を設ける場合には、戸の直上に設けることが望ましい。

<留意点>

①

(記載なし)

【モデル例】

①

(なし)

【設計例】

②

(小規模店舗の案内板の事例なし)

改 正

【設計標準:点字・音声等による案内板】

・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。(案内所を設ける場合を除く。)

【設計標準:音声による案内・誘導】

・視覚障害者の利用に配慮し、音声案内装置を設ける場合には、戸の直上に設けることが望ましい。

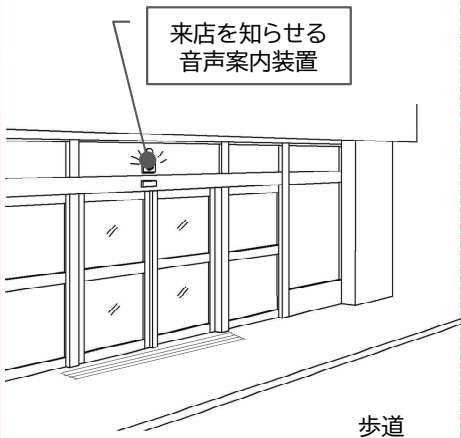
<留意点:出入口付近のチャイム等による目印>

①

・出入口付近で鳴るチャイム等は、視覚障害者等が道路を歩いているときに目的地(チェーン店等)や位置を把握するための目印になる。

【モデル例】

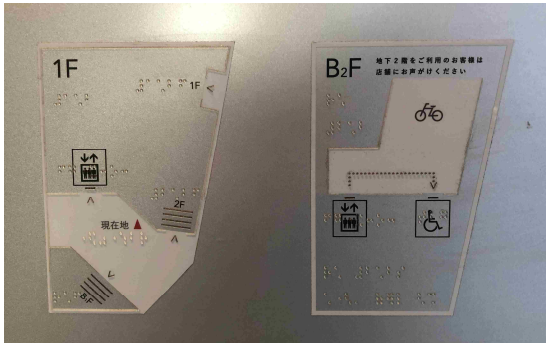
①



●出入口における音声案内装置

【設計例】

②



●点字を併記した案内板(複数店舗の出入口)
出入口付近に地下2階の車椅子使用者便
房、車椅子使用者兼用エレベーター、2階へ
の階段の位置を表示。

【主な改正事項】①物販店舗の店舗内の通路の幅員等について追加(主要な経路※上の通路:140cm以上が望ましい(やむを得ない場合、原則、120cm以上)、すれ違いを想定しない通路:原則、100cm以上)

②商品棚等について、車椅子使用者が選びやすく、手に取りやすい高さ、奥行きとすることが望ましい旨を追加

現 行

(記載なし)

①②

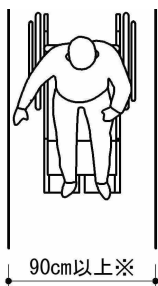
<参 考>

【設計標準：車椅子使用者用客席・観覧席へ至る経路】 ●本体P2-129抄
・客席・観覧席の出入口から車椅子使用者用客席・観覧席へ至る客席内の通路の有効幅員は、120cm以上とし、区間50m以内ごとに140cm角以上の転回スペースを設ける。

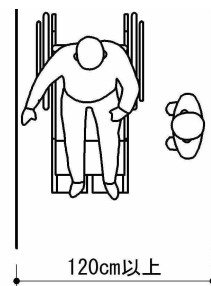
【設計標準：車椅子使用者用客室】 【主要寸法の基本的な考え方】 P2-249抄

●ホテル追補版P49抄

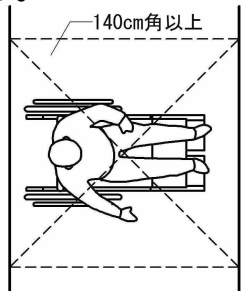
・客室内における便所・浴室等の出入口付近の通路は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、十分な有効幅員を確保する。なお、便所・浴室等の出入口(有効幅員80cm以上)に至る車椅子使用者の経路が直角路となる場合には、便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は、100cm以上とする。



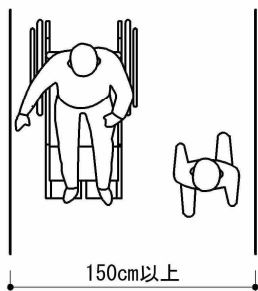
・車椅子で通過しやすい寸法
・通路を車椅子で通行できる寸法



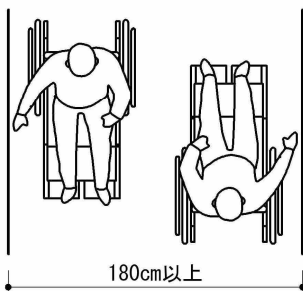
・通路を車椅子で通行しやすい寸法
・人が横向きになれば車椅子使用者とすれ違う寸法
・杖使用者が円滑に通過できる寸法



・車椅子使用者が転回(180度方向転換)できる寸法



・車椅子使用者が回転できる寸法
・人と車椅子使用者がすれ違う寸法



・車椅子使用者が回転しやすい寸法
・車椅子使用者同士が行き違いやすい寸法

改 正

【設計標準：物販店舗の店舗内通路・商品棚】

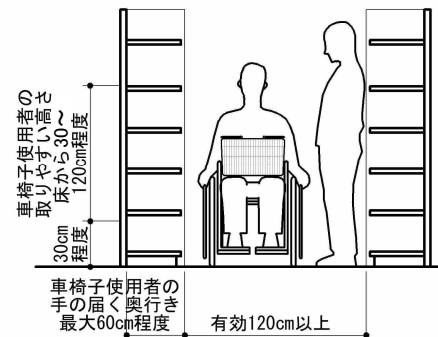
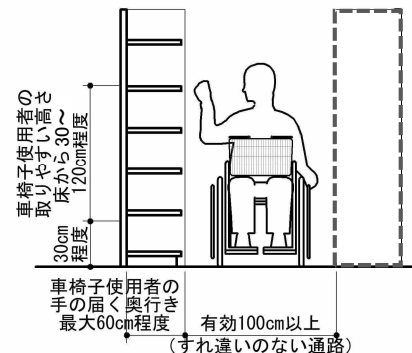
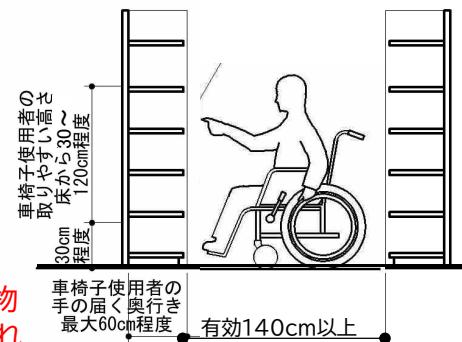
①②

- ・主要な経路※上の通路の幅は140cm以上とすることが望ましい。ただし、店舗内が狭小である等やむを得ない場合には、原則として、120cm以上とする。また、すれ違いを想定しない通路の幅は、原則として、100cm以上とする。
- ・主要な経路※上の通路には、車椅子使用者が転回できるスペースを1カ所以上設ける。転回スペースは、原則として、140cm角以上とする。
- ・主要な経路※上の通路には、原則として、段を設けない。ただし、店舗内が狭小である等やむを得ない場合には、鉄板敷やゴム製の傾斜ブロック等を設置する方法も考えられる。
- ・商品棚等は、車椅子使用者が選びやすく、手に取りやすい高さ、奥行きとすることが望ましい。

※主要な経路：

物販店舗の出入口から会計に至る経路。(物販店舗内に車椅子使用者用便房が設置されている場合には、物販店舗の出入口から当該車椅子使用者用便房に至る経路を含む)

【モデル例】



- 【主な改正事項】 ①飲食店舗・サービス店舗の通路の有効幅員は、90cm以上。すれ違いがある通路は120cm以上が望ましい旨を追加。
②物販店舗の商品棚間の有効幅員は120cm以上とする旨を追加。
③主要な経路上には、25m以内ごとに車椅子使用者の転回できるスペースを1カ所以上設ける旨を追加。
④店舗内の通路には、原則として段差を設けないこと等を追加

【前回からの修正点】

<修正前>

〔座長からの主なご意見〕

- ・店舗の設計標準は、用途規模に関わりなく共通する内容と、規模や用途、設計手法により個別解となる内容を記述すべき。

〔委員からの主なご意見〕

- ・全ての規模の店舗において、出入口・店内の段差は解消することとしてはどうか。
- ・100㎡以上の店舗では、車椅子が通れる通路幅員：90cm程度を確保し、どこかですれ違うことが現実的ではないか。

<修正のポイント>

- ・通路幅等の主な改正事項を新たに見直し。（上段参照）

改正

緑字：前回からの修正点

①

【設計標準：通路の有効幅員、空間の確保】

（飲食店舗・サービス店舗の通路）

- ・主要な経路※上の通路の有効幅員は、90cm以上とする。（飲食店舗の場合：椅子に座った状態で90cm以上を確保）
- ・横向きの人と車椅子使用者がすれ違いがある通路については、120cm以上とすることが望ましい。

（物販店舗の通路）

- ・主要な経路※上の通路で商品棚間の有効幅員は120cmとする。（車椅子使用者が商品を取り出しやすいようにする）ただし、片側商品棚の場合は90cm以上とする。

（共通事項）

- ・主要な経路※上には、25m以内ごとに車椅子使用者が180°転回（方向転換）できるよう、140cm以上×140cm以上のスペースを1カ所以上設ける。
- ・店舗内の通路には、原則として段差を設けない。（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）
- ・通路には原則として、壁からの突出物を設けない。やむを得ず、床から高さ65cm以上の部分に壁から突出物を設ける場合は、視覚障害者の白杖の位置に配慮し、突き出し部分を10cm以下とする。

※主要な経路（店舗内部の室内通路）：

- ・共通：店舗内に車椅子使用者用便房、又は車椅子使用者用簡易型便房（以下、「車椅子使用者用便房等」という。）を設置する場合には、店舗の出入口から当該車椅子使用者用便房に至る経路
- ・物販店舗：すべての経路
- ・サービス店舗：店舗の出入口から（車椅子使用者が利用できる記載台、車椅子使用者用の待合を経て）、サービスカウンター等まで至る経路
- ・飲食店舗：店舗の出入口から、車椅子使用者の利用できる席に至る経路、及び車椅子使用者の利用できる席から、店舗内の車椅子使用者用便房等に至る経路

- 【主な改正事項】
- ①物販店舗の通路幅のモデル例・設計例を追加

②商品棚等について、車椅子使用者が選びやすく、手に取りやすい高さ・奥行きとすることが望ましい旨追加

【前回からの修正点】

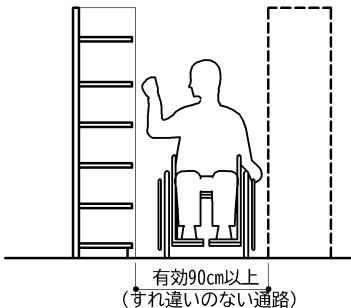
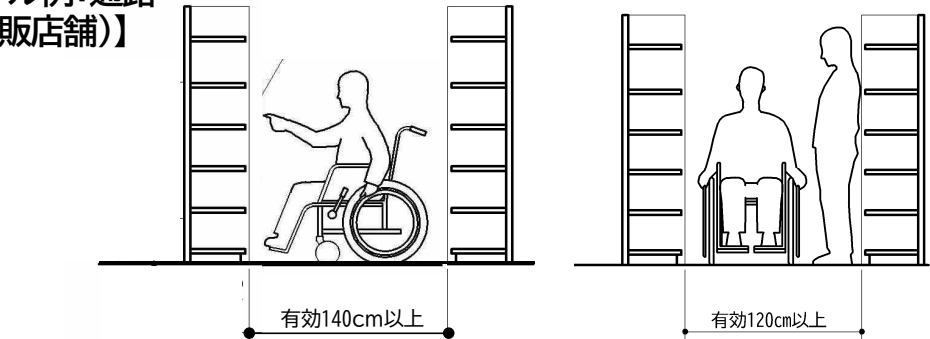
- <修正のポイント[事務局内のチェック]>
- ・物販店舗の通路幅についての設計例を追加。

・車椅子使用者に配慮した商品棚に加え、ハンガーラックの高さ・奥行きについて追加。

緑字:前回からの修正点

改正

【モデル例:通路
(物販店舗)】



【設計例】

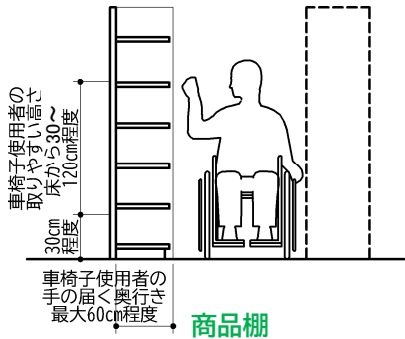


コンビニ
の通路

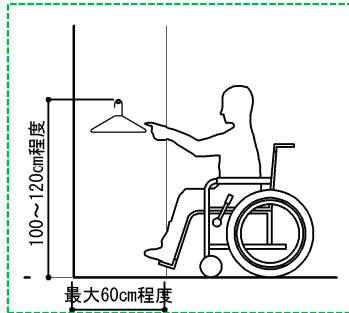
【設計標準:商品陳列等(物販店舗)】

- ・商品棚やハンガーラック等は、車椅子使用者が選びやすく、手に取りやすい高さ・奥行きとすることが望ましい。

【モデル例】



商品棚



ハンガーラック棚

- 【主な改正事項】 ① 飲食店舗の店舗内の通路の幅員等について追加(主要な経路※上の通路: 140cm以上が望ましい(やむを得ない場合、原則、120cm以上)、すれ違いを想定しない通路: 原則100cm以上)
- ② 車椅子使用者が車椅子のまま着席できる車椅子使用者用客席を1以上設けることを追加

現 行
(記載なし) ①②

- <参 考> ● 本体P2-128抄
- 【設計標準: 車椅子使用者用客席・観覧席の割合、位置】
- ・車椅子使用者用客席・観覧席の数(可動席スペースを含む。)は、施設内容や規模に応じ、客席・観覧席総数の0.5~1%以上とする。
 - ・車椅子使用者用客席・観覧席(可動席スペースを含む。)は、車椅子使用者が選択できるよう、2か所以上の異なる位置(異なる階、異なる水平位置)に分散して設けることが望ましい。
 - ・車椅子使用者用客席・観覧席は、少なくとも同時に2以上の車椅子使用者が利用できる専用スペースとして、固定位置に確保する。

改 正

【設計標準: 店舗内通路(飲食店舗)】 ①②

- ・主要な経路※上の通路の幅は140cm以上とすることが望ましい。ただし、店舗内が狭小である等やむを得ない場合には、原則として、120cm以上とする。また、すれ違いを想定しない通路の幅は、原則として、100cm以上とする。
- ・主要な経路※上の通路には、車椅子使用者が転回できるスペースを1カ所以上設ける。転回スペースは、原則として、140cm角以上とする。
- ・主要な経路※上の通路には、原則として、段を設けない。ただし、店舗内が狭小である等やむを得ない場合には、鉄板敷やゴム製の傾斜ブロック等を設置する方法も考えられる。
- ・車椅子使用者が車椅子のまま着席できる車椅子使用者用客席を1以上設けること。当該客席は、車椅子使用者が選択できるよう、2カ所以上の異なる位置(テーブル席とカウンター席、個室と個室以外など)に分散して設けることが望ましい。
- ・車椅子使用者用客席は、避難を考慮し、飲食店舗の出入口に容易に到達できる位置に設けることが望ましい。

※主要な経路:
飲食店舗の出入口から車椅子使用者用客席及び会計に至る経路。(飲食店舗内に車椅子使用者用便房が設置されている場合には、飲食店舗の出入口から当該車椅子使用者用便房に至る経路を含む)

【モデル例】

● テーブル席の例

- 【主な改正事項】
- ①飲食店舗の通路幅のモデル例・設計例を追加

②車椅子使用者の利用に配慮した席及びその周囲には、十分な空間を確保する旨追加

【前回からの修正点】

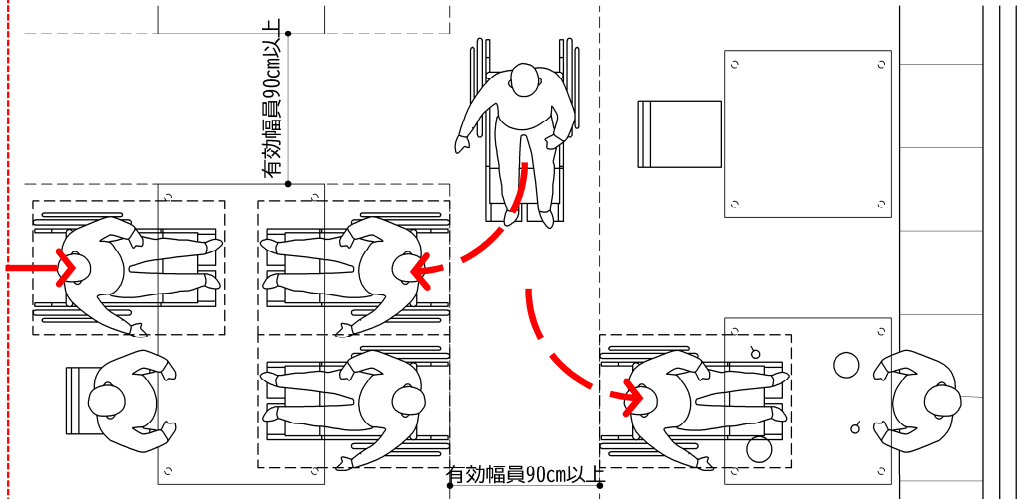
<修正のポイント>

- ・飲食店舗の通路幅の設計例を追加
- ・車椅子使用者の利用に配慮した席及びその周囲には、十分な空間を確保する旨追加

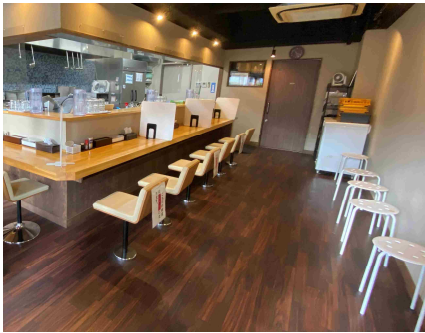
緑字:前回からの修正点

改正

【モデル例:通路(飲食店舗)】



【設計例:通路】



ラーメン店の通路幅120cm



〇〇店の通路幅〇cm

【設計標準:通路(飲食店舗)】

- ・車椅子使用者に利用に配慮した席及びその周囲には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。
- ・テーブル・椅子等の移動による通路の有効幅員の確保も可能とする。

- 【主な改正事項】 ③飲食店舗では、車椅子使用者が車椅子のまま食事ができる可動式の椅子席を設ける旨を追加。
- ④カウンター型の飲食店舗にローカウンター席の設置、個室の利用などを追加。

【前回からの修正点】

- <修正前>
- 【座長からの主なご意見】
- ・可能な限り多くの客席を可動席とする、とすべき。
 - ・車椅子使用者専用の席を設けることは、ユニバーサルデザインの考え方からは望ましくない。
 - ・飲食店舗では、知的障害・発達障害・精神障害等を個室に案内する等の配慮があることが望ましい。

- 【委員からの主なご意見】
- ・可動の椅子席の設置については、店舗の大きさに関係なく、全ての店舗で実施してもらいたい。
 - ・アクセシブルシート(車椅子使用者用客席)を規模ごとに設定して設置してはどうか。

- <修正のポイント>
- ・主な改正事項を新たに追加(上段参照)

改正

緑字: 前回からの修正点

【設計標準: 飲食店舗の車椅子使用者が利用できる座席】 ③

- ・車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席とする。固定席を設ける場合は、必ず可動式の椅子席を設けるものとする。
- ・可動式の椅子席は、車椅子使用者がアクセスしやすい位置(十分な幅員がある通路に面する席や出入口付近の席等)に設けることが望ましい。

<留意点: カウンター型の飲食店舗の座席> ④

- ・車椅子使用者や座面の高い椅子を使えない人に配慮し、カウンター席は、可能な限りローカウンターを設ける。
- ・ローカウンター席は、車椅子使用者がアクセスしやすい位置に設けることが望ましい。

<留意点: 個室(簡易な仕切りや衝立等を含む)の利用>

- ・知的障害者、発達障害者・精神障害者等の多様なニーズに応じた対応として、個室(簡易な仕切りや衝立等を含む)の席を用意することが望ましい。

【主な改正事項】 ① 飲食店舗の客席 (テーブル、カウンター) の高さ・奥行き寸法を明確化

② 車椅子使用者の利用に配慮したテーブル脚の位置 (脚間隔: 80cm 以上) について追加

現 行

● 本体 P2-150 抄

【設計標準: 車椅子使用者用カウンター】

- ① 高さは、カウンター等の下端の高さは 60～65cm 程度とし、上端の高さは 70cm 程度とする。
- ② カウンター等の下部スペースの奥行きは、45cm 程度とする。

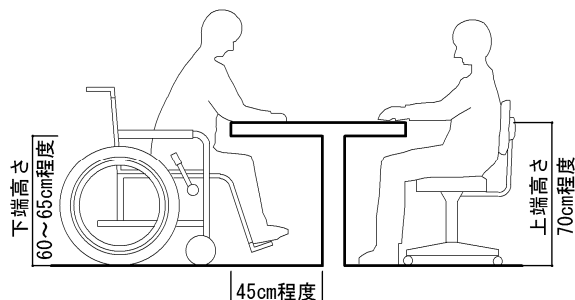
【モデル例】

(記載なし)

(なし)

< 参 考 >

【モデル例】



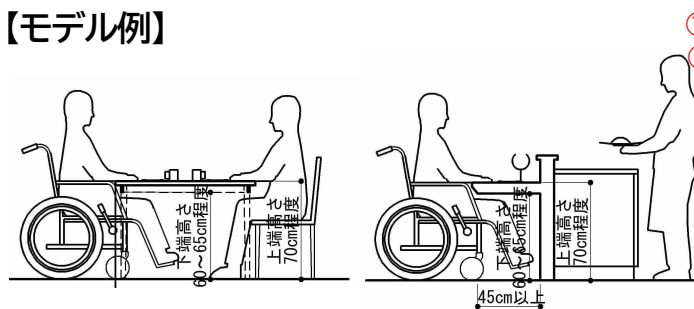
● カウンターの基本寸法

改 正

【設計標準: 車椅子使用者用 **テーブル**、カウンター】

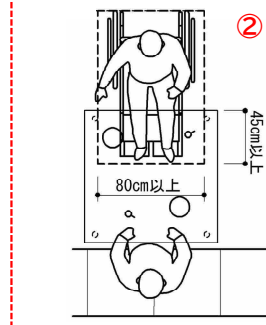
- ① **テーブル**、カウンターの下端の高さは 60～65cm 程度とし、上端の高さは 70cm 程度とする。
- ② **テーブル**、カウンター等の下部スペースの奥行きは、45cm 程度とする。
- ③ **テーブル**の脚の位置は、脚の間隔 (内法) を 80cm 以上とする。

【モデル例】

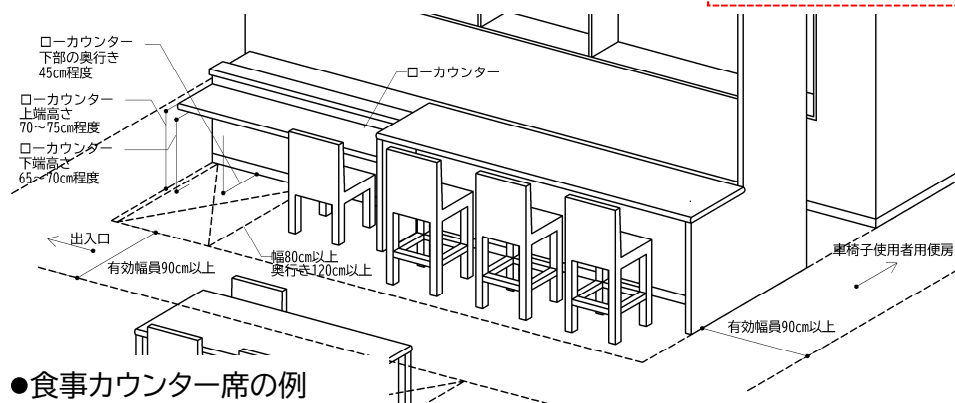


● 食事テーブル席の例

● 食事カウンター席の例



● テーブル脚の位置



● 食事カウンター席の例

- 【主な改正事項】
- ⑤車椅子使用者の利用に配慮した席のテーブル・カウンターの高さ等寸法について追加(下端の高さ:65cm～70cm程度、上端の高さ:70～75cm程度、下部スペースの奥行き:45cm以上)

⑥車椅子使用者の利用に配慮した席のテーブルの脚の位置(脚の間隔(内法):70cm以上)などについて追加

⑦車椅子使用者の席の利用サイズの明示や椅子・テーブル等を動かして通路・スペースを確保することを留意点として追加。

緑字:前回からの修正点

【前回からの修正点】

<修正前>

〔委員からの主なご意見〕

- ・車椅子の座面やアームサポートの高さより、身体がテーブルや机に近づくことができない場合がある。高さ67cmあると良い。
- ・椅子だけでなくテーブルも可動式にすると、通路を確保できて入れるようになる。仕切りも固定式でない方がよい。

<修正のポイント>

- ・前回提示
「カウンター等の下端の高さ:60～65cm程度、上端の高さは70cm程度、下部スペースの奥行きは45cm程度」を
「カウンター等の下端の高さは65～70cm程度、上端の高さは70～75cm程度、下部スペースの奥行きは45cm以上とする。」に変更。
- ・車椅子使用者の席の利用サイズの明示や椅子・テーブル等を動かして通路・スペースを確保することを追記。

改正

【設計標準:飲食店舗において車椅子使用者の利用できる座席】 ⑤⑥

- ・テーブル、カウンターの下端の高さは65～70cm程度とし、上端の高さは70～75cm程度とする。
- ・テーブル、カウンター等の下部スペースの奥行きは、45cm以上とする。
- ・車椅子使用者がテーブルに接近できるよう、テーブルの脚の位置は、両脚の間隔(内法)を80cm以上又は両脚のない中央柱脚とする。

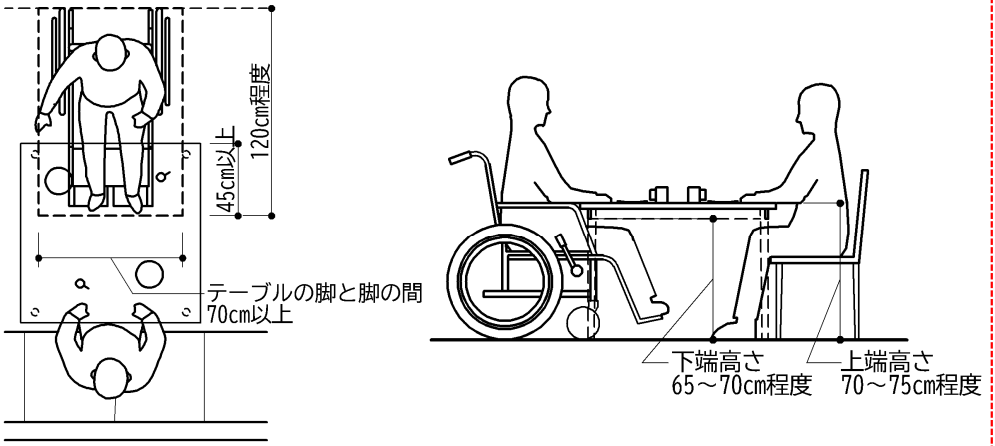
<留意点:車椅子使用者の利用に配慮した座席・通路スペースの確保>

- ・車椅子使用者が席を利用するためには幅70cm程度、奥行き120cm程度(テーブル等の下部スペースの奥行き45cm以上を含む)のスペースが必要である。
- ・椅子以外にテーブルや衝立・パーティションも動かすことができるようにすると、通路・スペースの確保が容易になる。

⑦

【モデル例】

⑤⑥⑦



【主な改正事項】 ⑧車椅子使用者の利用に配慮した席のテーブルの寸法について追加

【前回からの修正点】

<修正前>

〔委員からの主なご意見〕

- ・テーブルの利用できる基本寸法を設計標準で示せば良い。
家具の配置レイアウトはそれぞれの店舗業態によって異なるため、事例紹介をベースに掲載。

<修正のポイント>

- ・主な改正事項を新たに追加(上段参照)

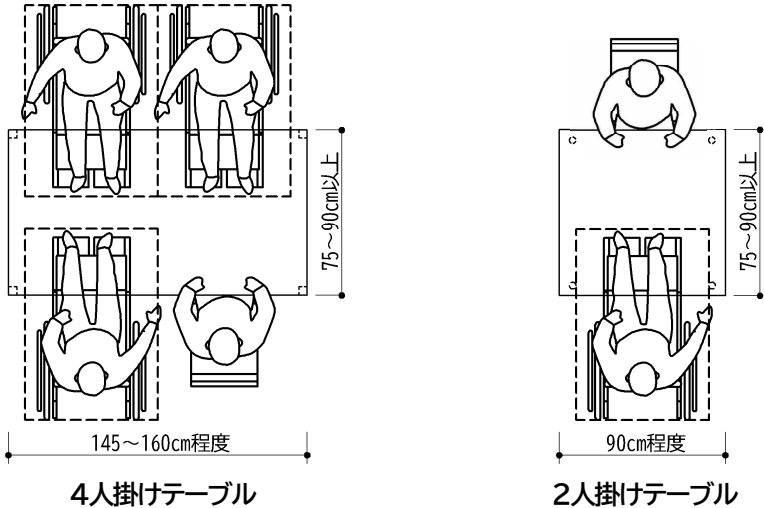
緑字:前回からの修正点

改正

【設計標準:飲食店舗において車椅子使用者の利用できる座席】^⑧

- ・テーブルと椅子をレイアウトする場合には、車椅子使用者でも利用可能なテーブルの大きさや通路幅を踏まえて、全体計画を行う。
- ・車椅子使用者の利用に配慮したテーブルの寸法は、下記の通りとし、選定するのが望ましい。
4人掛け: 幅145cm～160cm程度×奥行き75～90cm程度
2人掛け: 幅 90cm程度×奥行き75～90cm程度
いずれもテーブル下端高さ65～70cm程度
上端高さ70～75cm程度とする。

【モデル例】



車椅子使用者が利用できるテーブルの大きさ

【主な改正事項】

⑩車椅子使用者の利用に配慮した席のテーブル・カウンターの高さ等寸法について追加(下端の高さ:65cm～70cm程度、上端の高さ:70cm～75cm程度、下部スペースの奥行き:45cm以上)

⑪カウンター型の飲食店の設計例を追加

【前回からの修正点】

<修正前>

【座長からの主なご意見】

・パースは、カウンターのみではなく、テーブル席もある図とする方がよい。

【委員からの主なご意見】

- ・カウンタータイプの店は使えないことが多い。ローカウンターがあり、一部でも使えることは重要。
- ・100㎡や200㎡など小規模な場合を想定し、図として提示してもらいたい。

<修正のポイント>

- ・モデル例にテーブル席のパースを追加
- ・カウンター型の飲食店舗の設計例を追加

改正

緑字:前回からの修正点

⑩

【モデル例】

カウンター型の飲食店

⑪

【設計例】

【主な改正事項】 ホテル追補版の「建築主・施設管理者、従業員等のバリアフリー対応に対する理解の促進」に記載されている、従業員等に対する接遇研修、接遇マニュアルの作成・活用等について、転記する。

現 行	改 正
● 本体P2-5 ● 「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 追補版」P11(一部改) 【設計標準:ソフト面の工夫】 ● 建築主・施設管理者、従業員等のバリアフリー対応に対する理解を促進する ・ 整備目標を実現していく上で重要な点は、建築主・施設管理者、従業員(職員)等(以下「建築主等」)の理解である。 ・ 物理的な対応と人的な対応の組み合わせ方、バリアフリー対応に対する理解、ニーズの異なる利用者への適切な対応を図るためには、建築主等への教育が不可欠となる。 ・ 施設管理者は、従業員(職員)が、高齢者、障害者等の利用者特性やニーズ、バリアフリー対応の必要性、施設における物理的な対応と人的な対応の組み合わせ方等を十分理解するよう、接遇に関するスタッフ研修を行う。 ・ 高齢者、障害者等と共に行う体験学習あるいはワークショップ等を通して、建築主等が利用者特性や利用者のニーズを十分に理解することが必要である。 ・ また従業員によるサービスのばらつきを防ぐため、統一的な対応のための接遇マニュアルを作成し、活用することが望ましい。	【設計標準:ソフト面の工夫】 ● 建築主・施設管理者、従業員等のバリアフリー対応に対する理解を促進する ・ 整備目標を実現していく上で重要な点は、建築主・施設管理者、従業員(職員)等(以下「建築主等」)の理解である。 ・ 物理的な対応と人的な対応の組み合わせ方、バリアフリー対応に対する理解、ニーズの異なる利用者への適切な対応を図るためには、建築主等への教育が不可欠となる。 ・ 施設管理者は、従業員(職員)が、高齢者、障害者等の利用者特性やニーズ、バリアフリー対応の必要性、施設における物理的な対応と人的な対応の組み合わせ方等を十分理解するよう、接遇に関するスタッフ研修を行う。 ・ 高齢者、障害者等と共に行う体験学習あるいはワークショップ等を通して、建築主等が利用者特性や利用者のニーズを十分に理解することが必要である。 ・ また従業員によるサービスのばらつきを防ぐため、統一的な対応のための接遇マニュアルを作成し、活用することが望ましい。

- 【主な改正事項】
- ①ホテル追補版の「案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供等の方法に配慮する<共通>」に記載されている、障害者本人との意思疎通が重要であること、支援の押し付けとならない配慮も必要であること等について、転記する。

②ヘルプマーク等に基づく積極的な声掛け、店舗内に通じる電話番号の店頭表示、店舗内の通路の整理整頓の重要性について追記

現 行

●「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 追補版」P12(一部改)

【設計標準:ソフト面の工夫】

●案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供等の方法に配慮する(ソフト面の工夫)

<共通>

①

・施設管理者・従業員(職員)等は、敷地内及び施設内での高齢者や車椅子使用者等の移動支援や、視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者の案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供とコミュニケーション方法に配慮する。

・案内・誘導等の際には、同行者や介助者に話しかけるのではなく、ご本人としっかりと意思疎通を図る。

・案内・誘導等の際には、心身機能や障害の程度、必要な支援は、ひとりひとり異なることから、勝手な思い込みや判断をせずに、どのような支援が必要かをしっかりと確認する。

・また、支援を押し付けず、積極的な声かけとコミュニケーションを図ることも重要となる。求められていることをしっかりと把握し、適切な対応を心がける。

②

(記載なし)

①

・一方で高齢者、障害者等であるからといって、あらゆる支援が必要なわけではない。自主的な行動を尊重し、支援が必要ない時は、見守ることが必要となる。(ただし、安全面で配慮が必要な場合は、積極的に声をかけて支援を行う)。

・食事の提供においては、高齢者、肢体不自由者等(車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等)や視覚障害者等が、ビュッフェ形式の食事や飲み物等を取る際にサポートする等の配慮があることが望ましい。

②

(記載なし)



改 正

【設計標準:ソフト面の工夫】

●案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供等の方法に配慮する(ソフト面の工夫)

<共通>

①

・施設管理者・従業員(職員)等は、敷地内及び施設内での高齢者や車椅子使用者等の移動支援や、視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者の案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供とコミュニケーション方法に配慮する。

・案内・誘導等の際には、同行者や介助者に話しかけるのではなく、ご本人としっかりと意思疎通を図る。

・案内・誘導等の際には、心身機能や障害の程度、必要な支援は、ひとりひとり異なることから、勝手な思い込みや判断をせずに、どのような支援が必要かをしっかりと確認する。

・また、支援を押し付けず、積極的な声かけとコミュニケーションを図ることも重要となる。求められていることをしっかりと把握し、適切な対応を心がける。

②

・従業員は利用者の状態やヘルプマーク※1(P45参照)等により、何らかの支援を必要としていることを一早く気づき「何かお手伝いすることはありますか」といった声掛けが必要である。

①

・一方で高齢者、障害者等であるからといって、あらゆる支援が必要なわけではない。自主的な行動を尊重し、支援が必要ない時は、見守ることが必要となる。(ただし、安全面で配慮が必要な場合は、積極的に声をかけて支援を行う)。

・食事の提供においては、高齢者、肢体不自由者等(車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等)や視覚障害者等が、ビュッフェ形式の食事や飲み物等を取る際にサポートする等の配慮があることが望ましい。

②

・来店者が店舗内の従業員に支援を求めることができるよう、店舗内に通じる電話番号を店頭に表示することが望ましい。※2(P45参照)

・高齢者、障害者等にとっては大きな障害となり得ることを踏まえ、常日頃より、店舗内の通路の整理整頓を行っておく。

【主な改正事項】①ホテル追補版の「案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供等の方法に配慮する<障害別>」に記載されている、従業員による貸し出し用車椅子や店内の各寸法の把握の必要性、会計カウンターにおける筆談ボードの常備の重要性等について、転記する。

②車椅子使用者等に対する入店時や会計時の柔軟な対応、視覚障害者等に対する点字メニューや商品配置の周知、補助犬マークの店頭表示について追加する。

現 行

●「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 追補版」P12・13(一部改)

【設計標準:ソフト面の工夫】

●案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供等の方法に配慮する ①

イ.高齢者、肢体不自由者(車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等)等

・高齢者、肢体不自由者(車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等)等の利用を想定し、施設内に車椅子を貸し出すことができるよう準備する。

・貸し出し用車椅子は、施設内の便所等への出入りが可能な大きさのものを選ぶとともに、従業員が、貸し出し用車椅子の全幅、居室等の出入口有効幅員を把握しておくことも、運用上、必要である。

②

ウ. 視覚障害者等

②

エ. 聴覚障害者等 ①

・会計カウンター等には、「聴覚障害者には筆談で対応します。」「ドアノックセンサー等の聴覚障害者向けの備品の貸し出しがあります。」といった表示をすることが望ましい。

・会計カウンター等には、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード等を常備することが望ましい。

オ. 知的障害者、発達障害者、精神障害者等 ①

・会計カウンター等には、筆談ボードのほか、言葉(文字、話言葉)による人とのコミュニケーションが困難な人に配慮したコミュニケーション支援用絵(図)記号等によるコミュニケーション支援ボード等を常備することが望ましい。

・コミュニケーション支援用絵記号等については、JIS T 0103を参照。



改 正

【設計標準:ソフト面の工夫】

●案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供等の方法に配慮する

イ.高齢者、肢体不自由者(車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等)等 ①

・高齢者、肢体不自由者(車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等)等の利用を想定し、施設内に車椅子を貸し出すことができるよう準備する。

・貸し出し用車椅子は、施設内の便所等への出入りが可能な大きさのものを選ぶとともに、従業員が、貸し出し用車椅子の全幅、**店舗内の通路、商品棚やテーブル・カウンター等の寸法、便所の出入口の有効幅員**を把握しておくことも、運用上、必要である。

・**店舗の主たる出入口に段差があって車椅子使用者の入店が困難である等やむを得ない場合、障害当事者の意向を確認のうえ、搬入口等の段差のない別ルートからの入店をご案内することも考えられる。**

・**飲食店舗において、カウンターの寸法等により会計カウンターでの支払いが困難である場合、車椅子使用者用客席で会計を行うことが考えられる。**

②

ウ. 視覚障害者等

②

・**飲食店舗においては、点字を併記したメニューを作成するとともに、視覚障害者等が来店した場合に従業員が円滑に接遇できるよう教育しておくことが望ましい。**

・**物販店舗においては、定番商品の配置を変えた際には、視覚障害者等に周知するよう努めることが望ましい。**

・**不特定多数の方が来店する店舗においては、補助犬マーク※3(P31参照)を店頭に表示することが望ましい。**

エ. 聴覚障害者等 ①

・会計カウンター等には、「聴覚障害者には筆談で対応します。」「ドアノックセンサー等の聴覚障害者向けの備品の貸し出しがあります。」といった表示をすることが望ましい。

・会計カウンター等には、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード等を常備することが望ましい。

オ. 知的障害者、発達障害者、精神障害者等 ①

・会計カウンター等には、筆談ボードのほか、言葉(文字、話言葉)による人とのコミュニケーションが困難な人に配慮したコミュニケーション支援用絵(図)記号等によるコミュニケーション支援ボード等を常備することが望ましい。

・コミュニケーション支援用絵記号等については、JIS T 0103を参照。

【主な改正事項】①ホテル追補版の「案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供等の方法に配慮する<障害別>」に記載されている、従業員による貸し出し用車椅子や店内の各寸法の把握の必要性、会計カウンターにおける筆談ボードの常備の重要性等について、転記する。

②車椅子利用者等に対する入店時や会計時の柔軟な対応、視覚障害者等に対する点字メニューや商品配置の周知、補助犬マークの店頭表示について追加する。

【前回からの修正点】

<修正前>

〔委員からの主なご意見〕

- ・ハードの欠点をカバーするサービスや接遇が重要。ソフト面の工夫で「望ましい」という記述があるが、もっと積極的に踏み込んで記述してはどうか。

<修正のポイント>

- ・店内の各寸法の把握については過剰な負担となるため、削除。
- ・視覚障害者への買い物支援については「望ましい」を削除し、「口頭で丁寧に説明する」と変更。



改 正	
【設計標準:ソフト面の工夫】	
●案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供等の方法に配慮する	
イ.高齢者、肢体不自由者(車椅子利用者、杖利用者、上下肢障害者等)等	①
・高齢者、肢体不自由者(車椅子利用者、杖利用者、上下肢障害者等)等の利用を想定し、施設内に車椅子を貸し出すことができるよう準備する。	
貸し出し用車椅子は、施設内の便所等への出入りが可能な大きさのものを選ぶとともに、従業員が、貸し出し用車椅子の全幅、店舗内の通路、商品棚やテーブル・カウンター等の寸法、便所の出入口の有効幅員を把握しておくことも、運用上、必要である。	
・店舗の主たる出入口からの入店が困難な場合は、障害当事者の意向を確認のうえ、搬入口等の段差のない別ルートからの入店をご案内する。	
・店舗において、会計カウンターでの支払いが困難である場合は、客席で会計を行うことも考えられる。	
ウ. 視覚障害者等	②
・飲食店舗においては、点字を併記したメニューを用意するとともに、視覚障害者等が来店した場合に従業員が円滑に接遇できるよう教育しておくことが望ましい。	
・物販店舗においては、定番商品の配置や商品を大きく変えた際には、視覚障害者等に口頭で丁寧に説明する。周知するよう努めることが望ましい。	
・補助犬マーク※3(P46参照)を店頭に表示することが望ましい。	
エ. 聴覚障害者等	①
・会計カウンター等には、「聴覚障害者には筆談で対応します。」「ドアノックセンサー等の聴覚障害者向けの備品の貸し出しがあります。」といった表示をすることが望ましい。	
・会計カウンター等には、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード等を常備することが望ましい。	
オ. 知的障害者、発達障害者、精神障害者等	①
・会計カウンター等には、筆談ボードのほか、言葉(文字、話言葉)による人とのコミュニケーションが困難な人に配慮し、 たコミュニケーション支援 用 図記号等によるコミュニケーション支援ボード等を常備することが望ましい。	
・コミュニケーション支援用絵記号等については、JIS T 0103を参照。	

【主な改正事項】 留意点にて、ヘルプマーク及び補助犬マークを解説するとともに、モデル例に、電話番号の店頭表示の例を追加する。

現 行

(なし)

(なし)

(なし)



改 正

<留意点:ヘルプマークについて>※1

- ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としている方々が、そのことを周囲の方に知らせることができるマークです。
- 例)義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方等
- 平成29年7月に、JIS Z8210(案内用図記号)が改正され「ヘルプマーク」も追加されました。
- 令和2年5月31日現在、東京都のほかに1道2府40県がヘルプマークの活用に取り組んでいる。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/helpmarkforcompany/index.html>



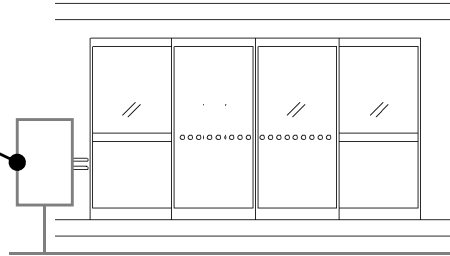
●助けのしるし「ヘルプマーク」のリーフレット(東京都)

[モデル例] ※2

店舗入口の段差を解消するためのスロープ板をご用意しております。車椅子でご来店のお客様は、お手数をおかけしますが、下記の電話番号までお電話ください。

●●●●●●●●

△△食堂



●電話番号の店頭表示の例

<留意点:補助犬マークについて>※3

- 身体障害者補助犬法に基づき認定された補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を受け入れる店の入口等に貼るマークです。
- 身体障害者補助犬法第9条に基づき、不特定多数の方が利用する施設(百貨店や飲食店等)では、補助犬の受け入れが義務付けられている。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shoug_aishahukushi/hoioken/index.html



46

- 【主な改正事項】 ①店舗内の通路には、通行や避難時の誘導の妨げにならないよう、消火器等の備品・物品を置かない工夫について追加
②商品名・料金表等の表示方法についてわかりやすいデザインとし、取り付け位置、照明等に配慮したものとする旨を追加
③飲食店舗における個室への案内等の配慮について追加

緑字: 前回からの修正点

【前回からの修正点】

<修正前>

【座長からの主なご意見】

・飲食店舗では、知的障害・発達障害・精神障害等を個室に案内する等の配慮があることが望ましい。

【委員からの主なご意見】

- ・飲食店舗の通路に冷蔵庫やワインセラーが置いてある等で、個室に入れなかったことがあった。
- ・物販店舗の陳列棚の金額表示は角度が同じであり、低い場合は見えるが、高いところは見えにくい場合がある。角度や字の大きさを工夫すると見やすくなると思われる。

<修正のポイント>

・主な改正事項を新たに追加(上段参照)

改正

【ソフト面の工夫:通路に物品を置かない工夫】

①

- ・店舗の通路上に置かれるようなベンチ、自立案内板、植木鉢、自動販売機、消火器等の備品・物品は、視覚障害者等の通行や避難時の誘導の妨げとならない位置に設ける等、通路の有効幅員の確保や手すりや壁による連続的な円滑な誘導ができるよう、計画・設計や運用段階において工夫する。
- ・施設の供用開始後に、ベンチ、自立案内板、植木鉢、自動販売機、消火器等の物品を通路等の妨げとなる位置に置かないようにする。
- ・特に物販店舗では、建築物の出入口等に設けるインターホンの周囲にカートや商品等を置かないようにし、また車椅子使用者に配慮したサッカー台等の下部に物を置かないようにする。
- ・視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている箇所の上に、雨用マット等を置かないように工夫する。

【ソフト面の工夫:案内・誘導等の工夫】

②

- ・商品名や料金表等の表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとし、照明や車椅子使用者の見やすい取り付け位置・角度に配慮したものとする。

<留意点:文字の見やすさ>

- ・弱視者にとっては、値札のデジタル表示が見えづらいことや、定価とは別の位置に貼られた値引きのシール等に気づかないことがあり、車椅子使用者にとっては、高い位置や低い位置の棚の値札が見えづらいことがある。

- ・飲食店舗では、車椅子使用者をテーブル席に案内することや、知的障害・発達障害・精神障害等の多様な利用者のニーズに応じた対応(例:個室に案内すること)等の配慮があることが望ましい。

③

- 【主な改正事項】 ①物販店舗において、必要に応じて買い物支援を行う旨を追加
- ②待機列は、車椅子使用者や視覚障害者等が並びやすいよう工夫し、案内・誘導の人的対応を行う旨を追加

【前回からの修正点】

<修正前>

【委員からの主なご意見】

- ・棚の高い部分、冷蔵平台等、車椅子使用者のとりづらい・見づらい部分には、従業員による買い物支援が必要。
- ・視覚障害者にとって、列に並ぶことはかなり大変である。列がどうなっているのかわからない、もしくはロープによって制限されて行きたいところにたどり着けない。
- ・コロナ禍にあって、待機列の間隔をあけてといわれても、視覚障害者にとっては間隔を認識しづらい。積極的な声掛けも重要。
- ・ハードの欠点をカバーするサービスや接遇が重要。「望ましい」記述については、もっと積極的に踏み込んでどうか。

<修正のポイント>

- ・主な改正事項を新たに追加(上段参照)

改正

緑字:前回からの修正点

①【ソフト面の工夫:物販店舗における買い物支援】

- ・車椅子使用者の手の届かない高い位置や低い位置、深さのある冷蔵・冷凍平台にある商品を取る、弱視者等が見づらい位置にある商品について説明する・取る等、必要に応じて買い物支援を行う。
- ・レジ付近に人的配置を行い、お困りの高齢者、障害者等に積極的に声をかけて、必要に応じて買い物支援を行う。

②【ソフト面の工夫:待機列に対する案内・誘導】

- ・入店やサービスカウンター等の順番待ちの行列の整理においては、車椅子使用者や視覚障害者等が並びやすいようロープのレイアウト等を工夫するとともに、案内・誘導の人的対応を行う。

<留意点:行列の整理>

- ・視覚障害者にとって、行列の状況はわかりにくく、またロープによって制限され行きたい場所に行くことができないことがあるので、適宜人員を配置する。

【主な改正事項】①会計カウンターにおける来店者に応じた接遇や複数の支払い方法への対応について追加する。

現 行

(記載なし)

改 正

【設計標準:ソフト面の工夫(会計、商品引き渡し)】

- ・会計カウンターにおいては、1点ずつ商品名を読み上げながらレジに打ち込む、支払いの際にせかさないなど、来店者に応じた対応を行うことが望ましい。
- ・会計カウンターにおいては、現金の取扱いや従業員とのコミュニケーションに不安を有する来店者のため、現金だけでなく、ICカード、スマートフォンの決済アプリ、クレジットカード等、複数の支払い方法に対応できることが望ましい。

【前回からの修正点】

<修正前>

【委員からの主なご意見】

- ・ハードの欠点をカバーするサービスや接遇が重要。ソフト面の工夫で「望ましい」という記述があるが、もっと積極的に踏み込んで記述してはどうか。

<修正のポイント>

- ・ソフト面の工夫は、内容に応じて「望ましい」を削除。

改 正

緑字: 前回からの修正点

【設計標準:ソフト面の工夫(会計、商品引き渡し)】

- ・会計カウンターにおいては、1点ずつ商品名を読み上げながらレジに打ち込む、支払いの際にせかさないなど、来店者に応じた対応を行うことが望ましい。
- ・会計カウンターにおいては、現金の取扱いや従業員とのコミュニケーションに不安を有する来店者のため、現金だけでなく、ICカード、スマートフォンの決済アプリ、クレジットカード等、複数の支払い方法に対応できることが望ましい。ようにする。

②改正内容について(たたき台) －新規追加－

●小規模店舗の「単位空間等の設計」に係る内容

A 店舗へのアクセス等

- A5 廊下、階段
- A6 エレベーター・エスカレーター
- A7 便所、洗面所(共用)
- A8 店舗の出入口

C ソフト面の工夫

- C1 来店前の情報提供・予約
- C2 備品の対応、貸し出し

B 店舗内部

- B1 待合スペース
- B2 券売機、自動販売機、給茶機等
- B6 配膳カウンター、ドリンクカウンター
- B7 サービスカウンター、記載台
- B8 試着室
- B9 ATM
- B10 車椅子利用者用便房等
- B11 会計カウンター、レジ

- 【主な改正事項】
- ①階段の緩勾配に関して、エレベーターのない小規模店舗を想定した記述を追加
 - ②主たる階段の幅員120cm以上とし、望ましい階段の幅員140cmの解説を追加
 - ③階段幅員120cmの場合(直上階の居室が200㎡超)の標準的な整備内容(手すりの設置を片側とする)を示す図を追加

現 行

【有効幅員、空間の確保等】

●本体P2-55抄

- ・段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。
- ・蹴込み寸法は、2cm以下とする。
- ・引っかかり防止に配慮し、蹴込み板のない階段形状等は避けることが望ましい。
- ・原則として、同一の階段は、同一のけあげ・踏面寸法とする。
- ・階段の勾配は、緩勾配とすることが望ましい。①
- ・階段の有効幅員は、140cm以上とすることが望ましい。②
(手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定することができる。)
- ・けあげの寸法は、16cm以下とすることが望ましい。
- ・踏面の寸法は、30cm以上とすることが望ましい。

【モデル例】

(なし)

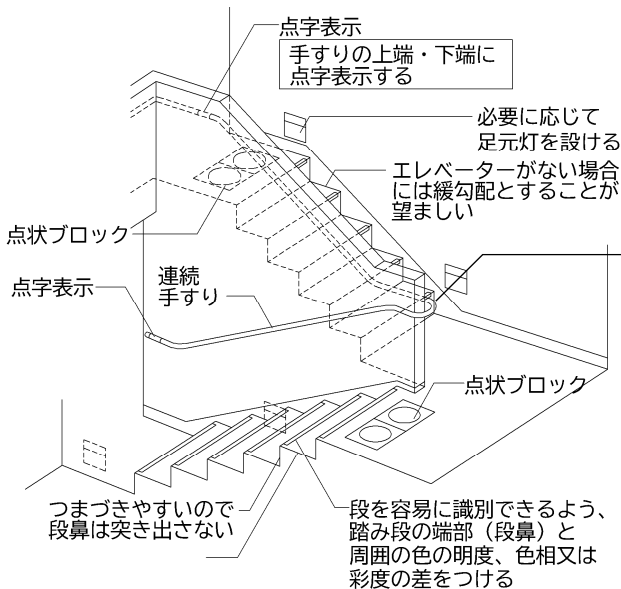
改 正

【有効幅員、空間の確保等】

- ・階段の勾配は、緩勾配とすることが望ましい。(特に、エレベーターその他の昇降機が設けられていない場合) ①
- ・主たる階段の有効幅員は、120cm以上とする。②
- ・主たる階段の有効幅員は杖使用者が円滑に上下できる階段幅の寸法を配慮し、140cm以上とすることが望ましい。

(上記以外は現行(左)のまま)

【モデル例】



※階段の手すりは、少なくとも片側に手すりを設置する必要があるが、両側に設置することが望ましい。

階段幅員120cmの場合(直上階の居室が200㎡超)

- 【主な改正事項】
- ①小規模建築物(店舗用途)にエレベーターを設ける場合には、かごの奥行き135cm以上とする旨を追加
 - ②500㎡以上2,000㎡未満の不特定かつ多数の者が利用する建築物におけるエレベーターのかごは、収容人員11人乗以上(奥行き135cm以上×幅140cm以上)とすることが望ましい旨を追加
 - ③1階に駐車場、2階に店舗(利用居室)で構成する店舗の場合には、エレベーターを設置することが望ましい旨を追加

現 行

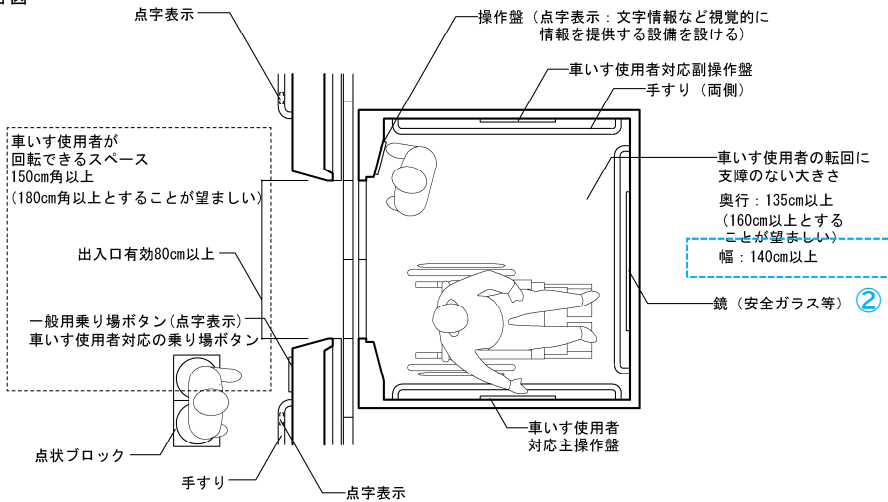
【かごの広さ】

●本体P2-63抄

- ・主要な経路上のエレベーターのかごの奥行きは、135cm以上とする。
- ・主要な経路上のエレベーターのかごの幅は、140cm以上とする。
- ・主要な経路上のエレベーターのかごは、車いすの転回に支障がない構造とする。

①

○ 平面図



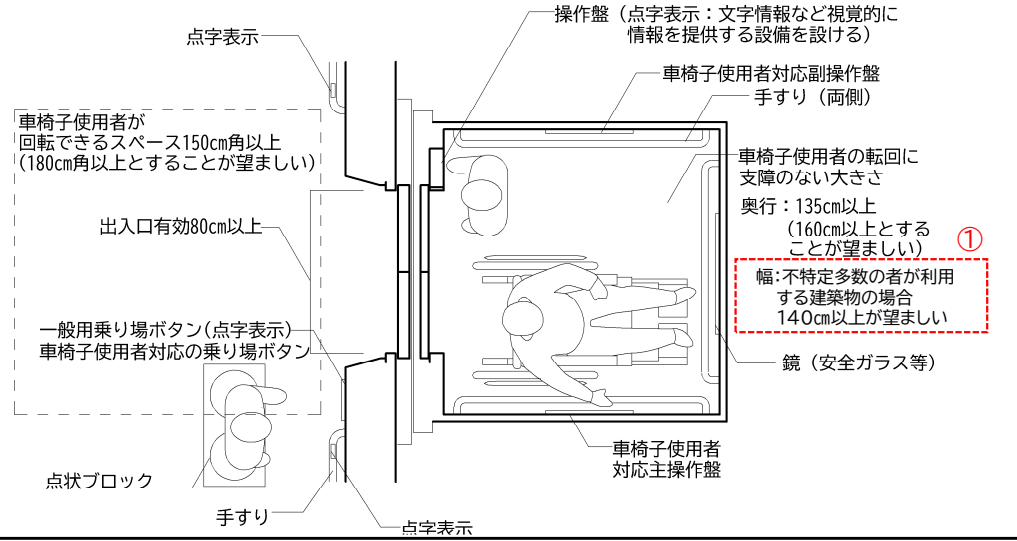
改 正

【かごの広さ】

- ・主要な経路上のエレベーターのかごの奥行きは、135cm以上とする。
(床面積2,000㎡以上の特別特定建築物及び2,000㎡未満で委任条
例に基づき義務付けられている建築物におけるエレベーターのかごの
奥行きは、135cm以上とするよう基準適合の義務が課せられる。)
- ・床面積500㎡以上2,000㎡未満の不特定かつ多数の者が利用する建
築物におけるエレベーターのかごの幅は140cm以上、かつ収容人員
は11人乗以上とし、車椅子の転回に支障がない構造とすることが望ま
しい。(床面積2,000㎡以上で法に基づき義務付けられている不特定
かつ多数の者が利用する建築物におけるエレベーターのかごの幅は、
140cm以上とするよう基準適合の義務が課せられており、かごの収容
人員は11人乗以上の大きさが必要となる。)
- ・1階が駐車場等で、2階以上が店舗部分(利用居室)で構成される小規
模建築物の場合には、エレベーターを設置することが望ましい。

②

③



※：今回の改正・見直し部分

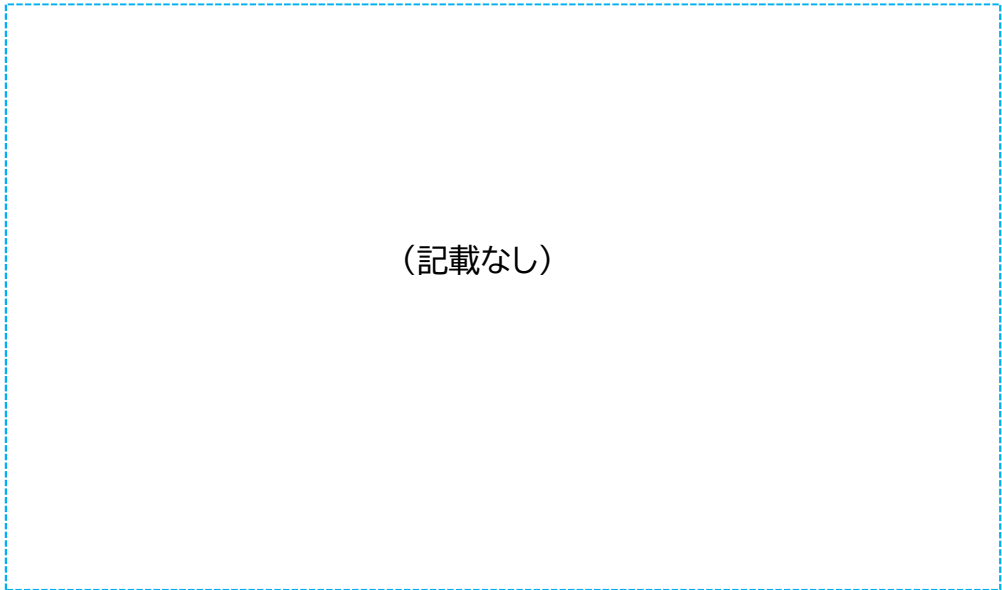
【主な改正事項】 小規模店舗を含む建築物において高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を設けることの必要性について、設計の考え方に追加

現 行

【設計の考え方】

●本体：P2－73抄

- ・高齢者、障害者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を、整備することが求められている。
- ・便所・便房の設計においては、施設用途や規模の他、多様な利用者を十分に想定し、利用者にとって必要な設備、便房数、面積等の検討を行うことが重要である。
- ・まず、バリアフリー法に義務付けられた「車いす使用者用便房」と「オストメイト 用設備を有する便房」を設ける。さらに高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の多様なニーズを踏まえ、それぞれの利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。



(記載なし)



改 正

【設計の考え方】

- ・高齢者、障害者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を、整備することが求められている。
- ・便所・便房の設計においては、施設用途や規模の他、多様な利用者を十分に想定し、利用者にとって必要な設備、便房数、面積等の検討を行うことが重要である。
- ・まず、バリアフリー法に義務付けられた「車いす使用者用便房」と「オストメイト 用設備を有する便房」を設ける。さらに高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の多様なニーズを踏まえ、それぞれの利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。
- ・特に近年は、日常生活及び社会生活において利用される用途の建築物(診療所・物販店舗・飲食店舗・サービス店舗等)には、規模にかかわらず、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を設けることが求められている。
- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・洗面所などのバリアフリー整備は、建築物の所有者・施設管理者及び店舗等の事業者にとって、今後の利用者拡大につながる重要な取り組みである。
- ・複数の店舗や事務用途等を想定したテナントビルの所有者は、テナントや規模に関わらず高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、車椅子使用者やオストメイトの利用に配慮した便所・洗面所を共用部分に設けるものとする。
- ・共用部分での対応により、テナントの入れ替え等に影響されずに、利用者の利便性を確保することができる。

【主な改正事項】「車椅子使用者用便房にオストメイト用設備等を付加した便房(多機能便房)」を設ける対象建築物を整理し、さらに設置が困難な場合には「簡易型機能を備えた便房」を設ける旨を明確化(困難な場合については、共用部に車椅子使用者用便房等を設けることができず、テナント専有部内に面積や構造に制約がある場合も追加)

現 行

● 本体：P2－75抄

【便所、洗面所の設計のポイント】

- ③ 「多機能便房」を設けた便所(参考配置図：p.2-92 便所・洗面所の例3、小規模施設での改善例(改善例1))
 - ・施設全体で便所・便房の数が1～2カ所程度の場合、便所に男子用及び女子用の区別がない場合、面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修の場合、法の義務付け対象とならない小規模な施設の新築で面積による制約がある場合等には、利用者の想定等を十分に行った上で、「多機能便房」を設けることにより、高齢者、障害者等の利用に備える。
- ④ 「簡易型機能を備えた便房」を設けた便所(参考配置図：p.2-92 小規模施設での改善例(改善例2、3))
 - ・面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修、法の義務付け対象とならない小規模な施設の新築で面積による制約があるもので、「個別機能を備えた便房」や「多機能便房」の設置が困難な場合には、「簡易型機能を備えた便房」を設けることにより、高齢者、障害者等の利用に備える。



改 正

【便所、洗面所の設計のポイント】

- ③ 「多機能便房」を設けた便所(参考配置図：p.2-92 便所・洗面所の例3、小規模施設での改善例(改善例1))
 - ・以下に示すケースにおいて、利用者の想定等を十分に行った上で、「車椅子使用者用便房にオストメイト用設備等を付加した便房(多機能便房)」を設けることにより、高齢者、障害者等の利用に備える。
 - ア)施設全体で男女それぞれ便所又は便房の数が1～2カ所程度しか設けることができない場合、
 - イ)便所に男子用及び女子用の区別を設けない場合
 - ウ)面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修の場合
 - エ)2,000㎡未満の小規模な特別特定建築物*の建築で面積による制約がある場合
- ④ 「簡易型機能を備えた便房」を設けた便所(参考配置図：p.2-92 小規模建築物での改善例(改善例2、3))
 - ・上記のア)～エ)に加え、テナントビルの共用部に車椅子使用者用便房やオストメイト用設備を有する便房を設けることができず、テナント専有部内に面積や構造に制約がある場合で、「個別機能を備えた便房」や「多機能便房」の設置が困難な場合には、「簡易型機能を備えた便房」を設けることにより、高齢者、障害者等の利用に備える。

* 特別特定建築物：不特定多数かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

- 【主な改正事項】
- ①便房数が少ない場合のモデル例を追加
 - ②小規模建築物における車椅子使用者用便房の設置及び機能の分散化に係る配慮を留意点として追加
 - ③店舗テナントビルや商店街内の車椅子使用者用便房等の効果的・効率的な整備の考え方を留意点として追加

現 行

(記載なし)

①②③

改 正

①

【モデル例】

②

【便所、洗面所の設計のポイント】

＜留意点：小規模建築物における車椅子使用者用便房の設置及び機能の分散化＞

- ・小規模建築物においても、できる限り車椅子使用者用便房を設けることが望ましい。既存施設の改修においても車椅子使用者用簡易型便房又はオストメイト用設備等を付加した便房（多機能便房）を設けることが望ましい。
- ・利用者の分散を図る観点から、乳幼児連れ利用者に配慮した設備は、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内、又は便所付近の共用部に独立して設けることが望ましい。

＜留意点：店舗テナントビル等における車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房の効果的・効率的な整備＞

- ・ビルインタイプの複合店舗及び路面店舗の場合には、それぞれの店舗又は用途部分ごとに車椅子使用者用便房等を設けるよりも、建築物内で利用者が共用利用できる位置に車椅子使用者用便房等を設けることで、効果的・効率的な整備となる。
- ・また、商店街においても、複数の店舗が共用できる位置に車椅子使用者用便房等を設けることで、効果的・効率的な整備となる。
- ・このため、複合用途の一建築物や商店街等において共用利用できる位置に、車椅子使用者用便房を1以上設けることが望ましい。
- ・店舗と便所の管理者が異なる場合には、店舗の営業時間中に便所が利用可能か等について、注意する必要がある。

③

- 【主な改正事項】
- ①全ての規模・店舗業種に共通して、店舗出入口の有効幅員は80cm以上とすること、車椅子使用者が方向転回できる水平スペースを設ける旨を追加
 - ②セルフサービスのみでサービスを提供する場合、従業員を呼び出すための設備(インターホン等)について留意点として追加(セルフガソリンスタンド対応も想定)

現 行
(記載なし) ①
(記載なし) ②



改 正	①
【設計標準(共通事項):店舗の出入口】 ・出入口の有効幅員は80cm以上とし、その前後には高低差がないものとする。 ・2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。 ・出入口から店舗内の主要な経路となる通路は、原則として段差を設けない。 ・店舗にバルコニー(避難用バルコニーを含む)、テラス等を設ける場合、バルコニー、テラス等への主要な出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。 ・店舗の出入口、バルコニー等の外部への出入口、車椅子使用者が利用できる便房(車椅子使用者用便房、車椅子使用者用簡易型便房等)の出入口では、その前後に、車椅子使用者が方向転回できるよう水平なスペースを設けることが望ましい。	【設計例】  売店出入口幅82cm(引き戸) 扉下枠部は傾斜にて段差解消
【設計標準:部品・設備】 ●受付カウンター、インターホン等 ・高齢者、障害者等の移動支援や案内・誘導等の人的対応ができるよう、建築物の出入口に近い位置に案内所(受付カウンター)や音声による案内設備(インターホン等)を設ける。 ・インターホン又はハンドセット等は、立位と車椅子使用者両者が利用できる高さ110cm程度に設ける。 <留意点:セルフサービスを提供する場合の整備> ・セルフサービスのみでサービスを提供する場合には、高齢者、障害者等が操作しやすい位置にインターホン又はハンドセットを設置する、若しくは見やすい位置に電話番号の表示を行い、従業員を呼び出して支援をお願いすることができるようにする。	②

【主な改正事項】 待合について、休憩の用に供する設備(ベンチ等)や車椅子使用者や乳幼児連れの利用者(ベビーカー)に配慮したスペースを確保する旨を追加

現 行

(記載なし)



改 正

【設計標準:待合】

- ・サービス店舗や飲食店舗等の待合には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備(ベンチ等)を設ける。
- ・車椅子使用者や乳幼児連れの利用者(ベビーカー)に配慮したスペースを確保する。(ベンチ等の移動による対応も可とする。)
- ・車椅子使用者に配慮した待合スペースの幅は、車椅子1台につき80cm以上とし、奥行きは120cm以上とする。(可動式の椅子を取り外してスペースを設けることも可能とする。)

【サービス店舗のモデル例】

電光表示板

スピーカー

電光表示板

待ち番号札

カウンター下部の奥行き45cm程度

車いす使用者用カウンター

カウンター上端高さ70～75cm程度

カウンター下端高さ65～70cm程度

横型手すり

立位用カウンター上端高さ90～100cm程度

幅80cm以上奥行き120cm以上

有効幅員90cm以上

カウンター前の通路有効幅員140cm以上

- 【主な改正事項】 ①発券機(番号札、食券等)の操作ボタン及び取り出し口等の望ましい高さを追加(それぞれ床からの高さ:60~110cm程度)
②卓上に設置する発券機は、設置台の下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保することが望ましい旨を追加

現 行
(記載なし) ①②

改 正
①② 【設計標準:発券機(番号札、食券等)、給茶機、自動販売機】 ・発券機(番号札、食券等)は、操作ボタン及び取り出し口等が、それぞれ床から高さ60~110cm程度の範囲に納まるものを選ぶことが望ましい。 ・卓上に設置する発券機(番号札、食券等)は、設置台の下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保することが望ましい。 ・発券機(番号札、食券等)、自動販売機等の商品名や操作方法の表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとし、照明等に配慮したものとする。 ・水飲み器(給茶機)、自動販売機については、2. 13D. 1 水飲み器・自動販売機を参照 【設計例】  ●車椅子使用者の膝が入る卓上に設置した発券機

- 【主な改正事項】
- ①配膳カウンターの高さ等寸法について追加（下端の高さ:70cm程度、上端の高さ:75cm程度）
 - ②フードコート等呼び出しを行うカウンターには、音声と振動で呼び出しを伝える室内信号装置を設けることが望ましい旨追加
 - ③セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸であることが望ましい旨追加

現 行

(記載なし)

①②



改 正

①②

【設計標準:配膳カウンター】

- ・配膳カウンターの高さは、車椅子使用者が利用できるよう配慮したものが望ましい。
- ・配膳カウンターの下部の奥行きは、車椅子使用者の膝が入るスペースを確保することが望ましい。
- ・セルフサービスの飲食店舗やフードコート等の呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、振動で呼び出しを伝える室内信号装置を設けることが望ましい。
- ・配膳カウンター前の通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150～180cm程度を確保する。

【モデル例】

厨房

配膳カウンター（受け渡し部）

配膳カウンター（トレイ移動部）

配膳カウンター（トレイ移動部）

配膳カウンター（受け渡し部）

上端高さ 75cm程度

下端高さ 70cm程度

上端高さ 75～100cm程度

配膳カウンター前の通路

配膳カウンター前の通路

③

【設計標準:冷蔵庫、棚】

- ・セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸であることが望ましい。

【主な改正事項】①立位で使用するサービスカウンター・記載台等には、高齢者、障害者等が利用できるローカウンターを併せて設ける旨追加
②ローカウンターの高さ等寸法について見直し(下端の高さ:65~70cm程度、上端の高さ:70~75cm程度、下部スペースの奥行き:45cm以上)

現 行

(記載なし)①

●本体P2-150抄

【設計標準:車椅子使用者用カウンター】②

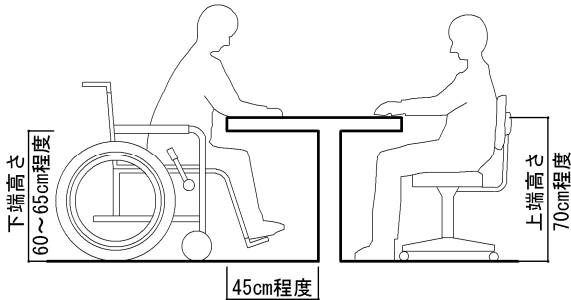
・高さは、カウンター等の下端の高さは60~65cm程度とし、上端の高さは70cm程度とする。

・カウンター等の下部スペースの奥行きは、45cm程度とする。

【設計標準:案内表示】

・聴覚障害者や高齢者等の利用に配慮して、役所、銀行、病院等で呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、電光表示板等を設けることが望ましい。

<参 考>
【モデル例】



●カウンターの基本寸法

改 正

【設計標準:サービスカウンター・記載台】①

・立位で使用するサービスカウンター・記載台等には、高齢者、障害者等が利用できるローカウンターを併せて設ける。

・高齢者、障害者等が利用できるローカウンターの高さは65~70cm程度、上端の高さは70~75cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45cm以上とする。

・銀行、薬局等の呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、電光表示板等を設ける。

・カウンター・記載台については、2. 13C. 1 カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。

・番号札発券機・電光表示板については、2. 13C. 1 情報伝達設備(2)画像・光・振動による案内・誘導①文字情報による情報伝達を参照。

【設計例】

立位

3

【記載台】
高さの異なる記載台を設置している。

座位

6

【番号表示機】
順番待ちの時に、音声による読み上げと視覚情報で番号をわかりやすく表示する。

4

(出典:店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドラインH22. 5/東京都)

- 【主な改正事項】①車椅子使用者が利用できる試着室は段差なしとする。
- ②車椅子使用者やベビーカーがそのまま入る広めの試着室とし、手すり付きの椅子の設置が望ましい旨を追加
- ③複数店舗において、共用できる試着室を設けることは効果的である旨を追加

現 行

(記載なし)

①②



改 正

①②

【設計標準:試着室等】

- ・試着室は、車椅子のまま、試着室に入れるよう段差なしとする。
- ・試着の際に靴の履き替えや腰掛ける必要がある場合には、広めの試着室を設け、手すり付きの椅子を用意することが望ましい。
- ・試着室内に椅子を設ける場合には、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、椅子の高さを42～45cm程度とすることが望ましい。
- ・車椅子やベビーカーがそのまま試着室に入る広さ(120cm以上×80cm以上)を確保することが望ましい。
- ・試着室の前室に介助者の待合スペースを設けることが望ましい。
- ・店舗内通路やコーナー部でカーテン設置により、簡易な仕切りでも可能な方法を工夫することが望ましい。

【設計例】



試着室内の長椅子(H=47cm)

車椅子使用者をはじめ高齢者、障害者等が利用できる試着室

③

＜留意点:複合店舗において共用できる試着室＞

- ・複合店舗で構成されている同一フロアや隣接店舗等において共用できる位置に、広めの試着室を設けることで、複数の各店舗にとって効果的である。

- 【主な改正事項】 ①操作部分への車椅子使用者の接近しやすさや、見やすさ・タッチパネル等の操作のしやすさに配慮したものにすることが望ましい旨追加
- ②視覚障害者の利用に配慮し、操作部分の点字併記、音声案内による操作が可能なハンドセットを設けることが望ましい旨を追加

現 行

(記載なし)

①②



改 正

①②

【設計標準:ATM(現金自動取引装置)】

- ・操作部分への車椅子使用者の接近しやすさ(足元のスペース確保)や、見やすさ(画面への映り込みの防止)・タッチパネル等の操作のしやすさに配慮したものとすることが望ましい。
- ・視覚障害者等の利用に配慮し、操作部分には点字を併記するとともに、音声案内による操作が可能なハンドセットを設けることが望ましい。

【設計例】

車椅子使用者が体を引き寄せて円滑に操作できるATM。上部照明はグレアカッターバーを採用

- 【主な改正事項】
- ①従業員と利用者が正対する通路の幅:140cm以上を追加

②円滑なお金のやりとりができるよう、全てのレジは、利用者から金額表示が見えるようにする旨追加

③物販店舗で複数の会計カウンターがある場合、1以上の高齢者、障害者等が利用できるローカウンターを設ける旨追加

④セルフレジにおける弱視者への利用の懸念点や人的対応の必要性を留意点として追加

現 行	(記載なし)	①②③④
-----	--------	------

改正 【設計標準:通路の有効幅員、空間の確保】 ① ・会計・相談カウンターの前やショーケースの前等、従業員と利用者が正対する通路の幅は、140cm以上とする。面積や構造による制約があり、やむを得ない場合は120cm以上とする。 【モデル例】

【設計標準:部品、設備等(レジ)】

②

【設計標準:会計(レジ)】

・円滑なお金のやりとりができるよう、全てのレジは、利用者から金額表示が見えるようにする。

・以下の場合には、立位で使用する会計カウンターのほかに、高齢者、障害者等が利用できるローカウンターを1以上設ける。

- ・物販店舗で、複数の会計カウンターがある場合
- ・多数の高齢者、障害者の利用が想定される建築物(病院等)にある店舗
- ・無人レジ(セルフレジ。顧客が自分で商品バーコードをスキャンして会計をするレジ)のみの店舗

・高齢者、障害者等が利用できるローカウンターの下端の高さは65～70cm程度、上端の高さは70～75cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45cm以上とする。

③

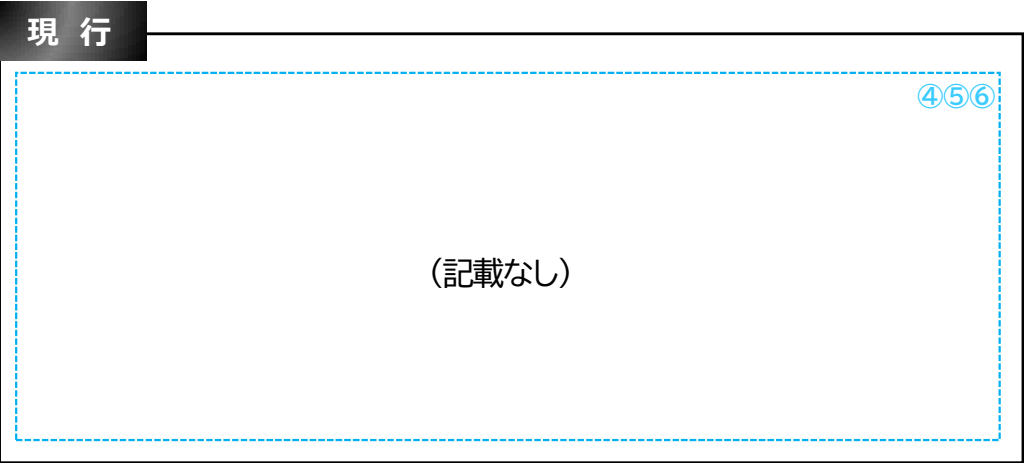
<留意点:セルフレジにおける弱視者への対応>

④

・弱視者にとっては、セルフレジの画面が見づらいことや、操作方法の分かりづらいことがあり、従業員による人的対応が必要な場合がある。

【モデル例】

- 【主な改正事項】⑤車椅子使用者をはじめ、高齢者、障害者等が利用できるサービスローカウンター及びサッカー台を1以上設ける旨追加
- ⑥レジカウンター前のレーンでは、車椅子使用者が通れる幅員90cm以上を確保する旨を追加
- ⑦レジやサービスカウンターに杖利用者が杖を置くホルダーの備品設置等について留意点として追加



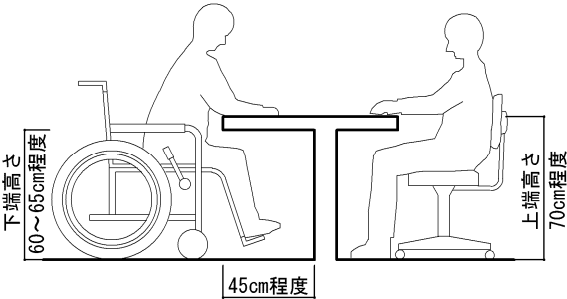
<参 考>

●本体P2-150抄

【設計標準:車椅子使用者用カウンター】

- ・高さは、カウンター等の下端の高さは60～65cm程度とし、上端の高さは70cm程度とする。
- ・カウンター等の下部スペースの奥行きは、45cm程度とする。

【モデル例】



●カウンターの基本寸法

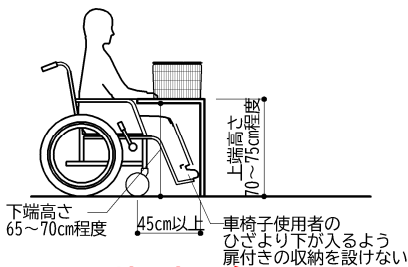
改 正

【設計標準:サッカー台、サービスカウンター】

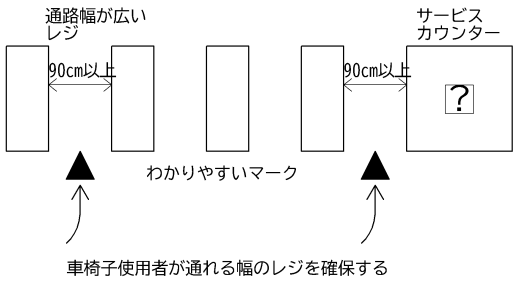
- ⑤・サッカー台(スーパーマーケットなどで、購入済みの商品を袋に詰めるための台。)のある物販店舗では、そのうち1以上を車椅子使用者に配慮したものとする。
- ・車椅子使用者をはじめ、高齢者、障害者等が利用できるサービスローカウンターを1以上設ける。
- ・車椅子使用者が利用できるサッカー台及びサービスローカウンターの下端の高さは65～70cm程度、上端の高さは70～75cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45cm以上とする。
- ・カウンター・記載台については、2. 13C. 1 カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。

- ⑥・レジカウンター前のレーンでは、1レーンにつき車椅子使用者が通れる幅員90cm以上を確保する。

【モデル例】



サッカー台



複数レジカウンターのレーン

<留意点:杖・傘ホルダー>

- ・レジやサービスカウンターにおいて、高齢者、障害者等の杖利用者が杖を置く場所を確保するため、杖ホルダーの備品の設置又はテーブル部を凹型の切欠き対応を行う場合がある。

【設計例】

【主な改正事項】ホテル追補版の「バリアフリー対応の情報提供、予約時のコミュニケーション、利用者のニーズの蓄積と活用」に記載されている、バリアフリー対応の情報提供・予約時の工夫について転記

現 行

- 「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 追補版」P23

【設計標準:ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント】

●バリアフリー対応の情報提供、予約時のコミュニケーション、利用者のニーズの蓄積と活用

- ・高齢者、障害者等がホテル又は旅館を利用する際には、事前に自らが様々なバリアフリーに配慮した施設情報等を確認した上で、障害特性や利用目的等のニーズに応じて、宿泊・利用できるかを判断し、施設を選択することが必要となる。
- ・そのため、車椅子使用者用客室の有無やその概要(段差・寸法等)、便所や浴室等の出入口の有効幅員、手すりの配置状況、一般客室や施設全体のバリアフリー化状況と備品等の貸し出し状況、及び、人的対応等のソフト面の基本的な情報について、施設のパンフレットやホームページ等での情報提供を行う必要がある。
- ・情報提供手段(パンフレット、ホームページ等)、問い合わせ方法(電話、FAX、Eメール、ホームページの問い合わせ欄等)、予約方法(電話、FAX、Eメール、ホームページの通信欄等)については、複数の手段を組み合わせることが重要である。
- ・情報を発信する場合には、情報が煩雑にならないよう、情報の見やすさ、わかりやすさに配慮することが大切である。又、「段差がある」、「設備や備品等が無い」、「対応が難しい」といった情報も高齢者、障害者等が施設の利用可否を判断する上で重要な情報となる。

改 正

【設計標準:ソフト面の工夫】

(1)バリアフリー対応の情報提供・予約時の工夫

- ・高齢者、障害者等が店舗やホテル又は旅館を利用する際には、事前に自らが様々なバリアフリーに配慮した施設情報等を確認した上で、障害特性や利用目的等のニーズに応じて、利用できるかを判断し、施設を選択することが必要となる。
- ・そのため、車椅子使用者用便所・車椅子使用者用客室の有無やその概要(段差・寸法等)、車椅子使用者用客室の便所や浴室等の出入口や店舗の出入口の有効幅員、飲食店舗におけるテーブル・椅子の有無、施設全体のバリアフリー化状況と備品等の貸し出し状況、及び、人的対応等のソフト面の基本的な情報について、ホームページ等での情報提供を行う必要がある。
- ・情報提供手段(パンフレット、ホームページ等)、問い合わせ方法(電話、FAX、Eメール、ホームページの問い合わせ欄等)、予約方法(電話、FAX、Eメール、ホームページの通信欄等)については、複数の手段を組み合わせることが重要である。
- ・情報を発信する場合には、情報が煩雑にならないよう、情報の見やすさ、わかりやすさに配慮することが大切である。又、「段差がある」、「設備や備品等が無い」、「対応が難しい」といった情報も高齢者、障害者等が施設の利用可否を判断する上で重要な情報となる。

【主な改正事項】 ①車椅子可搬型スロープと従業員の支援との組み合わせ等により、既存建築物等の出入口等の段差に対応する旨を追加
②筆談ボード、コミュニケーションボードを準備する旨を追加

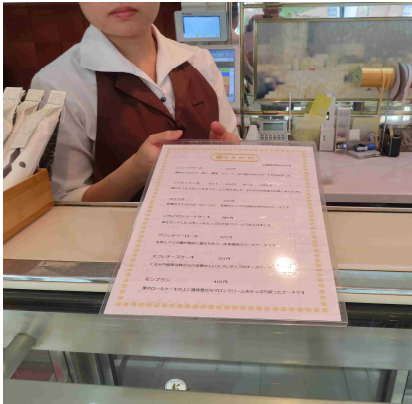
現 行
① (記載なし)
② (記載なし)



改 正
① 【設計標準:車椅子用可搬型又は据え置き型のスロープ】 ・既存建築物等で敷地内の通路や出入口に段差がある場合には、持ち運べる車椅子用可搬型スロープを準備し、従業員による支援との組み合わせにより対応する。 ・テナント側で据え置き型スロープを設置して対応する場合もある。 【設計例】  車椅子用可搬型スロープ (既製品:テナント側で常備) 車椅子用据え置き型スロープ (特注鉄板敷:テナント側で設置)
② 【設計標準:筆談ボード、コミュニケーションボード】 ・聴覚障害者等とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード、言葉(文字と話言葉)による人とのコミュニケーションが困難な人に配慮した絵記号等によるコミュニケーション支援ボードを準備する。 ・コミュニケーション支援用絵記号等については、JIS T0103を参照。 <留意点:聴覚障害者等とのコミュニケーション方法> ・飲食店舗における聴覚障害者等からの注文対応では、メニュー表への指差しによる対応のほか、筆談ボード等を用いて、他の利用者と同様に細かい希望(甘口か辛口か等)を聞くことが考えられる。 ・全国銀行協会では、耳の不自由な方や外国人等、話ことばや文字によるコミュニケーションに不安のある利用者のために、銀行の代表的な取引や手続きをデザイン化した「全銀協絵記号デザイン」の使用を推奨しており、このデザインを利用したコミュニケーションボードもある。 【設計例】  筆談ボード

- 【主な改正事項】
- ①飲食店舗やサービス店舗において、点字を併記したメニュー、説明書等を準備する旨追加
 - ②タッチパネル式の注文システムは、視覚障害者が使えない場合もあることを留意点として追加
 - ③車椅子や車椅子利用者対応の買い物用カートの準備、貸し出しについて追加

現 行
(記載なし) ①②

改 正
① 【設計標準:点字を併記したメニュー、説明書等】 ・飲食店舗では、視覚障害者が自分で料理や飲み物等を選ぶことができるよう、墨字に点字を併記したメニュー(期間限定メニューを含む)を準備する。 ・サービス店舗では、視覚障害者が自分でサービス内容を選ぶことができるよう、墨字に点字を併記した説明書を準備する。 【例】  点字メニュー
② <留意点:タッチパネル式の注文システムの導入> ・文字や画像によりメニューが示されるタッチパネル式の注文システムは、聴覚障害者等にとっては利用しやすいものである。 ・一方、視覚障害者等には画面が見づらく操作方法が分かりづらいものであり、操作ができず使えない場合もあることに留意する。

【主な改正事項】 ③車椅子使用者対応の買い物用カート等の備品の準備、貸し出しについて追加

現 行
(記載なし) ③



改 正
③ 【設計標準:車椅子や車椅子使用者対応のカート等の貸し出し】 ・高齢者、障害者等の買い物やセルフサービス方式の食事の受け取り等を支援する備品を店側で準備し、貸し出す。 ＜留意点:車椅子使用者等の買い物等を支援する備品＞ ・買い物の際に、車椅子使用者が買い物かごを膝にのせていると重たく感じることもある。また片手で買い物かごを支えながら車椅子を操作することが難しく、かごが落ちてしまうこともある。 ・車椅子使用者の買い物等を支援する備品として、車椅子と連結して使用できる買い物用のカートや、買い物かごやセルフサービス方式等の食事を置くトレイを車椅子に固定するための備品がある。 ・また高齢者等がセルフサービス方式等の食事をとりやすいよう、食事等を置いて押して使用するカートもある。 【例】 事例掲載予定 買い物カートを車椅子に取付られるアタッチメント